



# AIG損保

## 個人情報漏洩保険の約款

業務過誤賠償責任保険普通保険約款・個人情報漏洩特約・各特約

2024.11版（2025年2月1日以降保険始期契約用）

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは・・・

**0120-016-693**

受付時間：平日・土・日・祝日9時～17時（年末年始を除きます。）

事故のご報告、保険金のご請求に関するご相談は・・・

**0120-101-621**

受付時間：24時間365日

弊社への苦情・ご不満を承る窓口は・・・

**0120-246-145**

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

AIG損害保険株式会社

TEL:03-6848-8500（大代表）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

# 目次

## I. 業務過誤賠償責任保険普通保険約款

普通保険約款	ページ
業務過誤賠償責任保険普通保険約款	4

特約の名称	ページ
業務過誤賠償責任保険追加特約	16

## II. 補償内容に関する特約

特約の名称	ページ
個人情報漏洩特約	17
危機管理コンサルティング費用特約	21
危機管理コンサルティング費用倍額支払特約	23
危機管理実行費用特約	24
危機管理実行費用倍額支払特約	26
危機管理実行費用の自己負担割合不適用特約	26
企業情報漏洩特約（1000万円）	27
企業情報漏洩特約（3000万円）	31
企業情報漏洩特約（個人情報漏洩同額）	36
サイバー攻撃対応費用特約	40
サイバー攻撃対応費用倍額支払特約	43
データ復元費用特約	44
セキュリティ賠償責任特約	47
労働者派遣事業賠償責任特約	52
海外担保特約	53
特許等知的財産権特約（1000万円）	55
特許等知的財産権特約（3000万円）	59
サブリミット特約	63
コンピュータアタック不担保特約	63
危機管理費用支払額に関する特約	64
フランチャイズ特約	64
PTA 特約	65
ランサムウェア損害不担保特約	66

### Ⅲ. 保険料の払込方法・共同保険・集団扱などに関する特約

特約の名称	ページ
保険料分割払特約	68
初回保険料の口座振替に関する特約	70
保険料クレジットカード払特約	71
共同保険に関する特約	72
集団扱特約	73

### Ⅳ. 共同保険に関するご注意

	ページ
共同保険に関するご注意	76

# 業務過誤賠償責任保険普通保険約款

## 第1条（当会社の支払責任）

(1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。

① 義務違反賠償責任

「当会社」は、「被保険者」の「義務違反」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

② 知的財産賠償責任

「当会社」は、「知的財産権侵害」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

③ 名誉毀損賠償責任

「当会社」は、「被保険者」による誹謗または中傷を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。ただし、故意の誹謗または中傷を除きます。

④ 従業員不正賠償責任

「当会社」は、「従業員」の「不正」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」（「不正」を行った「被保険者」を除きます。）が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

⑤ 防御

「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。

(2) 「当会社」は、「不当な行為」が、「遡及日」以降になされ、「対象業務」に係わる場合にのみ、「損害」に対して、保険金を支払います。

## 第2条（拡張担保—裁判所出頭費用）

(1) この保険契約の対象となる「損害賠償請求」に関して、次の各号に掲げる者が証人として裁判所に出頭した場合は、「争訟費用」には、裁判所への出頭が要求された日ごとに次の各号に掲げる日当が含まれるものとします。

① 「被保険者」である、代表者、パートナーまたは役員 5万円

② 「従業員」 2万5000円

(2) 前項に規定する費用については、「免責金額」は適用されません。

## 第3条（拡張担保—延長通知期間）

「当会社」がこの保険契約を解除した場合または更新しなかった場合（保険料の不払いその他「被保険者」がこの保険契約の規定に違反したことを理由とする場合を除きます。）、「保険契約者」は、この保険契約の対象となる「損害賠償請求」について、この保険契約の解除または終了の日から30日間、「当会社」に通知することができます。ただし、「保険契約者」がこの保険契約の解除または終了後に「他の保険契約」を締結した場合には、この延長通知期間は適用されません。

## 第4条（拡張担保—紛失書類）

(1) 「損害賠償金」には、「被保険者」が、次に掲げる要件を満たす「第三者」の「書類」について、当該「書類」を交換または復元するために合理的に負担した費用を含むものとします。

① 「被保険者」が法的責任を負うこと。

② 「保険期間」中に「対象業務」に係わり毀損、紛失または消去されたこと。

ただし、次に掲げる条件が充足されることを前提とします。

ア. 「被保険者」またはその委託先が「書類」を運送または保管している間に毀損、紛失または消去したこと。

イ. 当該「書類」が「被保険者」によりまたは「被保険者」のために入念に探索されたこと。

ウ. 当該費用に関する「損害賠償請求」の金額が支出証明により裏付けられ、当該支出証明について「当会社」の承認が得られること。

エ. 損耗、劣化、虫食いその他「被保険者」の支配を越えた事由に起因する「損害賠償請求」について、「当会社」は支払責任を負わないこと。

- (2) 「支払限度額」にかかわらず、「当会社」が前項の規定により支払う保険金は、1000万円を限度とします。前項に規定する「損害賠償請求」に適用される「免責金額」は、保険証券記載の免責金額にかかわらず、10万円とします。

## 第5条（用語の定義）

この保険契約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「身体の障害」

身体の障害、疾病および死亡、ならびにこれらに起因する精神的苦痛をいいます。

② 「義務違反」

「対象業務」に係わる、過失による義務違反、作為、過誤、虚偽表示、守秘義務違反および不作為をいいます。

③ 「損害賠償請求」

「不当な行為」に起因する「損害賠償金」を求める、書面による要求ならびに民事上および行政上の手続をいいます。

④ 「自己負担割合」

保険証券の自己負担割合欄に記載された割合をいいます。

⑤ 「損害賠償金」

「被保険者」に対する判決または「当会社」が「被保険者」もしくは「保険契約者」の同意を得て承認した和解に基づいて「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。

⑥ 「争訟費用」

「損害賠償請求」に関する調査、防御、査定、和解、および上訴において、「被保険者」によりまたは「被保険者」のために負担された合理的な報酬および費用をいいます。ただし、「被保険者」自身の内部諸経費および時間費用は除きます。

⑦ 「書類」

あらゆる性質の書類（コンピュータ記録その他の電磁データを含みます。）をいいます。ただし、通貨、有価証券およびそれらの記録は除きます。

⑧ 「既経過期間」

「保険期間」の初日から「危険増加」もしくは危険の減少が生じた時（「保険契約者」または「被保険者」の申出に基づく、「危険増加」または危険の減少が生じた時をいいます。）、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除された日またはこの保険契約が失効した日までの期間をいいます。

⑨ 「従業員」

「保険契約者」または「子会社」との雇用契約に基づいて明示的に現に雇用されている者および過去に雇用されていた者をいいます。ただし、代表者、パートナーおよび役員、ならびに派遣社員および下請業者（自営業者を含みます。）を除きます。

⑩ 「不正」

「保険契約者」または「子会社」が明示的にも黙示的にも容認しない「従業員」の不正な行為であって、当該行為の結果、「保険契約者」または「子会社」が責任を負担すべきものをいいます。

⑪ 「知的財産権侵害」

故意によらない「第三者」の知的財産権（特許権および「営業秘密」を除きます。）の侵害をいいます。

⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限ります。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナーおよび役員

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」との契約に基づき、その直接の指揮監督下にある派遣社員および下請業者（自営業者を含みます。）

「対象業務」の遂行における「不当な行為」を請求の理由として、イ. またはウ. に該当する「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑬ 「当会社」

AIG 損害保険株式会社をいいます。

⑭ 「申込書記載事項」

保険契約申込書および付属書類の記載事項をいいます。

⑮ 「支払限度額」

保険証券の支払限度額欄に記載された額をいいます。

⑯ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含まず。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

⑰ 「中途更改」

この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、「保険契約者」がこの保険契約を解除した日を保険期間の初日として「当会社」と保険契約を締結することをいいます。

⑱ 「他の保険契約」

この保険契約と同様の補償を提供する他の保険契約または共済契約をいいます。

⑲ 「保険期間」

保険証券の保険期間欄に記載された期間をいいます。

⑳ 「保険契約者」

保険証券の保険契約者欄に記載された者をいいます。

㉑ 「汚染物質」

自然界に存在するか否かを問わず、固体状、液体状、生物状、放射線状、気体状および熱状の刺激物質および汚染物質等をいい、アスベスト、煙、蒸気、すす、繊維、かび、孢子、菌類、微生物、臭気、酸、アルカリ、放射性物質、化学物質および廃棄物質を含みます。廃棄物質には、再利用、再生および再生利用される物質を含みます。

㉒ 「対象業務」

保険証券の対象業務欄に記載された「保険契約者」および「子会社」の業務をいいます。

㉓ 「財物の損壊」

財物の滅失、毀損、汚損、紛失および盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）をいいます。

㉔ 「未經過期間」

「危険増加」もしくは危険の減少が生じた時（「保険契約者」または「被保険者」の申出に基づく、「危険増加」または危険の減少が生じた時をいいます。）、この保険契約の条件を変更した日またはこの保険契約が解除された日から「保険期間」の末日までの期間をいいます。

㉕ 「免責金額」

保険証券の免責金額欄に記載された額をいいます。

㉖ 「遡及日」

保険証券の遡及日欄に記載された日をいいます。

㉗ 「損害賠償請求権者」

「被保険者」に対して、この保険契約の対象となる「損害賠償請求」の権利を有する者をいいます。

㉘ 「危険増加」

「申込書記載事項」の内容に変更を生じさせる事由が発生した結果、この保険契約で定められた保険料が不足する状態になることをいいます。

㉙ 「子会社」

「保険契約者」が、直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、次に掲げるいずれかの要件を満たす会社をいいます。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

「子会社」およびその会社に属する「被保険者」については、その会社が「保険契約者」の「子会社」である間の「不当な行為」のみがこの保険契約の対象になるものとします。

⑩ 「第三者」

次に掲げる者を除く法人および個人をいいます。

ア. 「被保険者」

イ. 「保険契約者」または「子会社」の業務について、経済的利益または経営上の役割を有する者

⑪ 「営業秘密」

公知でないこと、かつ、その開示または利用により経済的利益を得られる他の者が正当な手段によっては容易に確認できないことにより、独立した経済的価値（顕在であると潜在であるとを問いません。）を有する情報をいいます。

⑫ 「不当な行為」

「義務違反」、「知的財産権侵害」、誹謗もしくは中傷または「不正」をいいます。

## 第6条（保険金を支払わない場合）

「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

① 独占禁止

独占禁止に関する法令等の違反または不正競争に起因する「損害賠償請求」（ただし、第1条（当会社の支払責任）（1）②の規定においては、不正競争とは「知的財産権侵害」を除きます。）

② 身体の障害・財物の損壊

「身体の障害」または「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」（「対象業務」に係わる法令上の注意を怠ったことに直接起因する場合を除きます。）

③ 契約上加重された責任・保証

ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」

イ. 保証に起因する「損害賠償請求」

ウ. 「被保険者」の「義務違反」によらない、「対象業務」の履行遅滞または不履行に起因する「損害賠償請求」

④ 見積り

「対象業務」の見積りが正確でなかったことに起因する「損害賠償請求」

⑤ 雇用・差別

雇用関連の慣行、ハラスメントもしくは差別、または意図的もしくは組織的なハラスメントもしくは差別に起因する「損害賠償請求」

⑥ インフラ

ア. 機械の故障に起因する「損害賠償請求」

イ. 電気系統の故障（電力中断、電圧変化および停電を含みます。）に起因する「損害賠償請求」

ウ. 電気通信または衛星システムの故障に起因する「損害賠償請求」

⑦ 支払不能

「被保険者」の支払不能または倒産に起因する「損害賠償請求」

⑧ 合併事業

「被保険者」が参加する組織または合併事業の名において実施した業務に起因する「損害賠償請求」

⑨ 犯罪行為・故意

犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り、）に起因する「損害賠償請求」（この場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。ただし、この免責事由は、第1条（当会社の支払責任）（1）④の規定には適用しません。）

⑩ 特許権・営業秘密

特許権または「営業秘密」の使用許諾契約違反、侵害または不正使用に起因する「損害賠償請求」

⑪ 汚染

ア. 「汚染物質」の存在または排出、流出、溢出ししくは漏出（それらの危険性がある場合を含みます。）に起因する「損害賠償請求」

イ. 次に掲げるいずれかの事由に関する命令、勧告または自発的努力に起因する「損害賠償請求」

（ア）「汚染物質」の検査、監視、浄化、除去、隔離、処理、無毒化または中和化

（イ）「汚染物質」の影響に関する対処または評価

⑫ 既存の損害賠償請求

ア. 「保険期間」の開始日以前になされていた「損害賠償請求」

イ. 「保険期間」の開始日において、「被保険者」が「損害賠償請求」がなされることを合理的に予想できた事由に起因する「損害賠償請求」

⑬ 買掛債務

「被保険者」の買掛債務または「被保険者」による債務保証に起因する「損害賠償請求」

⑭ 北米リスク

アメリカ合衆国、カナダもしくはこれらの領土においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」、またはそこで取得した判決に基づく「損害賠償請求」

⑮ 戦争・テロ行為

政府、公権力、その他の政治的組織またはテロ組織による、戦争（宣戦の有無を問いません。）、テロ行為、テロ活動、軍事活動、ゲリラ活動、破壊活動、武力行使、敵対行為（宣言の有無を問いません。）、反乱、革命、変乱、暴動、没収もしくは国有化または財物の損壊に起因する「損害賠償請求」

## 第7条（保険責任の始期および終期）

(1) 「当会社」の保険責任は、「保険期間」の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) 前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 「保険期間」が始まった後であっても、「当会社」は、保険料領収前になされた「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

## 第8条（告知義務）

(1) 「保険契約者」または「被保険者」になる者は、保険契約締結の際、「申込書記載事項」について、「当会社」に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 「当会社」は、保険契約締結の際、「保険契約者」または「被保険者」が、「申込書記載事項」について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、「保険契約者」に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 前項に規定する事実がなくなった場合

② 「当会社」が保険契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（「当会社」のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 「保険契約者」または「被保険者」が、「損害賠償請求」がなされる前に、「申込書記載事項」につき、書面をもって訂正を「当会社」に申し出て、「当会社」がこれを承認した場合。なお、「当会社」が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に「当会社」に告げられていたとしても、「当会社」が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 「当会社」が前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)に規定する事実が「当会社」が「申込書記載事項」で定めた危険（「損害」の発生の可能性をいいます。）に関する重要な事項に関係ないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、「他の保険契約」に関する事項については、同項の規定を適用します。

(5) (2)の規定による解除が「損害賠償請求」がなされた後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、「当会社」は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、「当会社」は、その返還を請求することができます。

(6) 前項の規定は、(2)に規定する事実に基づかずになされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については適用しません。

## 第9条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、「申込書記載事項」（本条においては、「申込書記載事項」のうち、保険契約締結の際に「当会社」が交付

する書面等において本条の適用があると定めた事項に限ります。)に変更が発生した場合には、「保険契約者」または「被保険者」は、変更の事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を「当会社」に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった場合には、「当会社」に申し出る必要はありません。

- (2) 前項に規定する変更の事実がある場合には、「当会社」は、その変更の事実について承認の請求書を受領したと否とを問わず、「保険契約者」に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、変更の事実が発生した場合において、「危険増加」がないと「当会社」が認めたときは、この規定を適用しません。
- (3) 前項の規定は、「当会社」が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)に規定する変更の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が「損害賠償請求」がなされた後になされた場合であっても、第16条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る「危険増加」が生じた時から解除がなされた時までになされた「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、「当会社」は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、「当会社」は、その返還を請求することができます。
- (5) (1)に規定する手続を怠った場合には、「当会社」は、同項に規定する変更の事実が発生した時または「保険契約者」もしくは「被保険者」がその発生を知った時から、「当会社」が変更の承認に係る請求書を受領するまでの間になされた「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。ただし、「危険増加」がないと「当会社」が認めた場合は、この規定を適用しません。
- (6) 前2項の規定は、(1)に規定する変更の事実に基づかずになされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については適用しません。

#### 第10条(保険契約者の住所変更)

「保険契約者」が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、「保険契約者」は、遅滞なく、その旨を「当会社」に通知しなければなりません。

#### 第11条(損害賠償請求の予防および当会社による調査)

- (1) 「被保険者」は、「損害賠償請求」を予防するために、法令等に定められた義務の履行等の必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 「当会社」は、いつでも「保険契約者」または「被保険者」に対し、前項に規定する事項に係る調査を行い、その不備の改善を「保険契約者」または「被保険者」の自己の費用負担によって行うことを請求することができます。
- (3) 「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由がなく前項の調査を拒んだ場合または請求に応じない場合は、「当会社」は、「保険契約者」に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) 前項の規定は、同項に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

#### 第12条(保険契約の無効)

「保険契約者」が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第13条(保険契約の取消し)

「保険契約者」または「被保険者」の詐欺または強迫によって「当会社」が保険契約を締結した場合には、「当会社」は、「保険契約者」に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第14条(重大事由による保険契約の解除)

- (1) 「当会社」は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、「保険契約者」に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 「保険契約者」または「被保険者」が、「当会社」にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として「損害」を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 「被保険者」が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 「保険契約者」が、次のいずれかに該当すること。

- ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下本条において「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- イ. 「反社会的勢力」に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ. 「反社会的勢力」を不当に利用していると認められること。
- エ. 法人である場合において、「反社会的勢力」がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ. その他「反社会的勢力」と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、「保険契約者」または「被保険者」が、前3号の事由がある場合と同程度に「当会社」のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 「当会社」は、「被保険者」が前項③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、「保険契約者」に対する書面による通知をもって、この保険契約（「被保険者」が複数である場合は、その「被保険者」に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) 前2項の規定による解除が「損害賠償請求」がなされた後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または前項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、「当会社」は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、「当会社」は、その返還を請求することができます。
- (4) 「保険契約者」または「被保険者」が(1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の「損害」については適用しません。
- ① (1) ③ア. からオ. までのいずれにも該当しない「被保険者」に生じた「損害」
- ② (1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当する「被保険者」に生じた法律上の損害賠償金の「損害」

#### 第15条（保険契約者による保険契約の解除）

「保険契約者」は、「当会社」に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第16条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

#### 第17条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第8条（告知義務）(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、「当会社」は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 第9条（通知義務）(1) に規定する変更の事実が生じた場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、「当会社」は、次の各号の規定に従い、保険料を返還または請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料より低くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、「既経過期間」（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて返還します。
- ② 変更後の保険料が変更前の保険料より高くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、「未経過期間」（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割をもって計算した保険料を請求します。
- (3) 「当会社」は、「保険契約者」が(1) または前項②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（「当会社」が、「保険契約者」に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、「保険契約者」に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1) または(2) ②の規定による追加保険料を請求する場合において、前項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、「当会社」は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、「当会社」は、その返還を請求することができます。
- (5) 前項の規定は、第9条（通知義務）(1) に規定する変更の事実が生じた場合における、その変更の事実が生じた時より前になされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については適用しません。
- (6) (1) および(2) のほか、保険契約締結の後、「保険契約者」が「当会社」に対して書面をもって保険契約の条件変更に係る承認の請求を行い、「当会社」がこれを承認する場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、「当会社」は、次の各号の規定に従い、保険料を返還または請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料より低くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、「既経過期

間] (1か月に満たない期間は1か月とします。) に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて返還します。

② 変更後の保険料が変更前の保険料より高くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、「未経過期間」 (1か月に満たない期間は1か月とします。) に対し月割をもって計算した保険料を請求します。

(7) 前項②の規定による追加保険料を請求する場合において、「当会社」の請求に対して、「保険契約者」がその支払を怠ったときは、「当会社」は、追加保険料領収前になされた「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される約款に従い、保険金を支払います。

(8) (2) または (6) の規定にかかわらず、「保険期間」が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により「保険契約者」が保険料を分割して払い込む場合または「中途更改」等の場合においては、「当会社」が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

#### 第18条 (保険料の返還—保険契約の無効、取消しまたは失効の場合)

(1) 「当会社」は、第12条 (保険契約の無効) または第13条 (保険契約の取消し) の規定による保険契約の無効または取消しの場合には、保険料を返還しません。

(2) 「当会社」は、保険契約が失効となる場合には、保険料から「既経過期間」 (1か月に満たない期間は1か月とします。) に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、「保険期間」が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により「保険契約者」が保険料を分割して払い込む場合または「中途更改」等の場合において、「当会社」が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

#### 第19条 (保険料の返還—保険契約解除の場合)

(1) 第8条 (告知義務) (2)、第9条 (通知義務) (2)、第11条 (損害賠償請求の予防および当会社による調査) (3)、第14条 (重大事由による保険契約の解除) (1) または第17条 (保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定により、「当会社」がこの保険契約を解除した場合には、「当会社」は、「未経過期間」に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第15条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、「保険契約者」がこの保険契約を解除した場合には、「当会社」は、保険料から「既経過期間」 (1か月に満たない期間は1か月とします。) に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 前2項の規定にかかわらず、「保険期間」が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により「保険契約者」が保険料を分割して払い込む場合または「中途更改」等の場合において、「当会社」が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

#### 第20条 (損害賠償請求の通知)

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、「保険期間」中に、「当会社」に書面で通知しなければなりません。

① 「損害賠償請求」の内容

② 「他の保険契約」の有無および内容 (既に「他の保険契約」から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。)

(2) 「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由がなく前項の義務に違反した場合は、「当会社」は、それによって「当会社」が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 「被保険者」が、「被保険者」に対する「損害賠償請求」につき (1) の規定に従い「当会社」に通知した場合は、既に通知された「損害賠償請求」において主張された事実に起因するその後の「損害賠償請求」、および通知された「損害賠償請求」において主張された「不当な行為」と同一または関連する「不当な行為」を主張するその後の「損害賠償請求」は、最初に通知された時において、「被保険者」に対してなされ、「当会社」に通知されたものとみなします。同一の原因、同一の「不当な行為」、または継続的、反復的もしくは関連する「不当な行為」に起因するすべての「損害賠償請求」は、「損害賠償請求」の数のいかに問わず、一つの「損害賠償請求」とみなします。

(4) 「被保険者」が、「保険期間」中に「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合で、「保険期間」中に「当会社」に当該事由につき「損害賠償請求」がなされるおそれのある理由ならびに発生日、行為内容および関係者に関する詳細な内容を通知したときは、その後に「被保険者」に対してなされ、「当会社」に対して書面により通知された「損害賠償請求」のうち、当該事由に起因する「損害賠償請求」または当該事由につき通知された「不当な行為」と同一もしくは関連する「不当

な行為」を主張する「損害賠償請求」は、「当会社」の承認を条件として、最初に当該事由が通知された時において、「被保険者」に対してなされ、「当会社」に対して通知されたものとみなします。

#### 第21条（防御および和解）

「当会社」は、「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」について防御の義務を負いません。「被保険者」が当該「損害賠償請求」につき防御を行い争うものとします。ただし、「当会社」は、その裁量で、「損害賠償請求」の解決に当たることを書面による通知をもって選択することができるものとし、この場合において、「被保険者」は、自己の費用負担において、「当会社」に協力するものとします。「当会社」が当該選択を行わない場合でも、「当会社」は、「当会社」に関係する、または関係すると合理的に推測される防御および和解に関する交渉に参加することができます。「当会社」は、「損害賠償請求」の通知を受けた後いつでも、「支払限度額」のうち未払額を「被保険者」に対して支払うことができ、当該支払いをもって、この保険契約に基づく「当会社」の「被保険者」に対する義務（防御に関するものを含みます。）はすべて消滅するものとします。

#### 第22条（当会社の承認）

「被保険者」は、「当会社」があらかじめ書面により承認しないかぎり、請求の認諾、和解、判決への同意、または「争訟費用」の負担を行ってはならないものとします。「当会社」が承認した和解金、判決認容額および「争訟費用」、ならびにこの保険契約に従い防御された「損害賠償請求」に関する判決認容額のみが、この保険契約の対象となる「損害」とします。「当会社」がこの保険契約に基づく権利を行使できることを条件として、「当会社」の承認は不当に留保されないものとします。

#### 第23条（被保険者の同意）

「当会社」は、「被保険者」にとって適切であると認めた場合は、「被保険者」の書面による同意に基づいて、「損害賠償請求」の和解を承認できるものとします。「被保険者」が当該和解に同意しない場合は、「当会社」が当該「損害賠償請求」に基づく「損害」に対して支払う保険金の額は、当該和解の金額と「当会社」が当該和解を書面により提案した日までに生じた「争訟費用」との合計額から、「自己負担割合」相当の金額および「免責金額」を差し引いた金額を限度とします。

#### 第24条（損害の発生および拡大の防止）

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

このために必要な費用のうち、「当会社」が妥当かつ必要と認めたものについては、「当会社」の負担とします。

(2) 前項の場合において、他人に損害の賠償請求または求償をすることができるときには、「保険契約者」または「被保険者」は、権利の保全または行使について必要な手続を行わなければなりません。このために必要な費用のうち、「当会社」が妥当かつ必要と認めたものについては、「当会社」の負担とします。

(3) 「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由がなく前2項の義務に違反した場合には、「当会社」は、次の各号に掲げる金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1)の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる「損害」の額
- ② 前項の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額

#### 第25条（配分）

「被保険者」および「当会社」は、「損害賠償請求」がこの保険契約の対象となる事由と対象とならない事由の双方を含む場合は、それぞれの事由に起因する法的および経済的負担を考慮して、防御費用、損害賠償金、判決認容額または和解金を公正かつ妥当に配分するものとします。

#### 第26条（支払限度額および免責金額・自己負担割合）

(1) 「当会社」がこの保険契約で支払う保険金の額の合計は、「支払限度額」を限度とします。「争訟費用」は、「支払限度額」の一部であり、「支払限度額」に加算して支払われるものではありません。第3条（拡張担保－延長通知期間）に規定する期間に適用される「支払限度額」は、「保険期間」における「支払限度額」の一部であり、「支払限度額」に加算して支払われるものではありません。「被保険者」の数にかかわらず、「当会社」がこの保険契約で支払う保険金の額の合計は、「支払限度額」を限

度とします。第4条（拡張担保－紛失書類）（2）に規定する保険金の支払限度は、「支払限度額」の一部であり、「支払限度額」に加算して支払われるものではありません。

- (2) 「当会社」は、「損害」（「争訟費用」を含みます。）の合計額が、「免責金額」を超過する場合に限り、その超過額から「自己負担割合」相当の金額を差し引いた金額を、「支払限度額」を限度に保険金として支払います。「被保険者」は、「免責金額」および「自己負担割合」を負担し、一切の保険契約の対象としないものとします。同一の「不当な行為」を主張する複数の「損害賠償請求」に起因する「損害」については、一つの「免責金額」が適用されるものとします。

## 第27条（保険金の請求）

- (1) 「当会社」に対する保険金請求権は、次の各号に規定する時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 「損害賠償金」に対する保険金については、「被保険者」が「損害賠償請求権者」に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、「被保険者」と「損害賠償請求権者」との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
  - ② 前号以外の保険金については、その「損害」が発生した時
- (2) 「被保険者」が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の各号に掲げる書類または証拠のうち、「当会社」が求めるものを「当会社」に提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
  - ② 「損害賠償金」に対する保険金の請求については、「被保険者」が「損害賠償請求権者」に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに「損害賠償金」の支払または「損害賠償請求権者」の承諾があったことを示す書類
  - ③ 前号以外の保険金の請求については、「損害」およびその額を証明する書類
  - ④ その他「当会社」が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に「当会社」が交付する書面等において定めたもの
- (3) 「当会社」は、「損害賠償請求」の内容または「損害」の額等に応じ、「保険契約者」または「被保険者」に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または「当会社」が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、「当会社」が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前2項の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、「当会社」は、それによって「当会社」が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険金請求権（「損害賠償金」に対する保険金請求権に限ります。以下この項において同様とします。）は、「損害賠償請求権者」以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第29条（保険金の支払方法および先取特権）（1）①または③の規定により「被保険者」が「当会社」に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (6) 保険金請求権は、（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第28条（保険金の支払時期）

- (1) 「当会社」は、「被保険者」が前条（2）に規定する手続を完了した日（以下「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、「当会社」が保険金を支払うために必要な次の各号に掲げる事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、申し立てられている「不当な行為」、「損害賠償請求」がなされた状況、「損害」発生の有無および「被保険者」に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、「損害」の額および申し立てられている「不当な行為」と「損害」との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ 前各号のほか、「他の保険契約」の有無および内容、「損害」について「被保険者」が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、「当会社」が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) 前項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、「当会社」は、「請求完了日」からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、「当会社」は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を「被保険者」に対して通知するものとします。
- ① 前項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
  - ② 前項①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
  - ④ 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
  - ⑤ 「損害」の内容もしくは「損害」発生事由が特殊である場合（これらの調査にあたり、専門的な知見、方法、手続もしくは複数の専門機関による鑑定等が必要となる場合、または関係者との特別な調整が必要となる場合をいいます。）または多数のものが同一もしくは関連する「不当な行為」により損害を受けた場合において、前項①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) 前項各号に掲げる特別な照会または調査を開始した後、同項各号に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、「当会社」は、同項同号に掲げる期間内に「被保険者」との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 前3項に掲げる必要な事項の確認に際し、「保険契約者」または「被保険者」が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、前3項の期間に算入しないものとします。

#### 第29条（保険金の支払方法および先取特権）

- (1) この保険契約で支払対象となる「損害賠償金」について、「当会社」は、次の各号の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 「被保険者」から「損害賠償請求権者」に対する「損害賠償金」の支払が既に行われている場合は、「当会社」から「被保険者」に支払います。ただし、「被保険者」が支払った「損害賠償金」の額を限度とします。
  - ② 「被保険者」から「損害賠償請求権者」に対する「損害賠償金」の支払が行われていない場合で、「被保険者」から指図があるときは、「当会社」から直接、「損害賠償請求権者」に支払います。
  - ③ 「被保険者」から「損害賠償請求権者」に対する「損害賠償金」の支払が行われていない場合で、「当会社」が「被保険者」に保険金を支払うことを「損害賠償請求権者」が承諾したときは、「当会社」から「被保険者」に支払います。ただし、「損害賠償請求権者」が承諾した金額を限度とします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、「損害賠償請求権者」は、「損害賠償金」に関する「被保険者」の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の各号の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 「被保険者」から「損害賠償請求権者」に対する「損害賠償金」の支払が行われていない場合で、「損害賠償請求権者」が先取特権を行使したときは、「当会社」は、直接、「損害賠償請求権者」に保険金を支払います。
  - ② 「損害賠償請求権者」に対して支払われる保険金とこの保険契約で支払対象となる費用について「被保険者」が「当会社」に対して請求することができる保険金の合計額が、「支払限度額」を超える場合は、「当会社」は、「被保険者」に対する保険金の支払に先立って「損害賠償請求権者」に対する保険金の支払を行うものとします。

#### 第30条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

- (1) 法令に別段の定めのないかぎり、この保険契約は、「他の保険契約」の超過額保険としてのみ適用されます。
- (2) 前項の規定に関わらず、「他の保険契約」が前項の規定と同様の規定を定めている場合において、それぞれの保険契約または共済契約について単独別個に算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、「損害」の額を超えるときは、「当会社」は、次の算式によって算出した額（この保険契約に「自己負担割合」の適用がある場合は、「自己負担割合」相当の額を差し引いた額とします。）を保険金として支払います。

$$\text{支払保険金の額} = \frac{\text{「他の保険契約」がないものとして算出したこの保険契約の「支払責任額」}}{\text{単独別個に算出したそれぞれの保険契約または共済契約の「支払責任額」の合計額}} \times \text{「損害」の額（それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、最も低い免責金額を差し引いた額）}$$

### 第31条（評価人および裁定人）

- （1）「当会社」が支払うべき保険金の額について、「当会社」と「保険契約者」または「被保険者」との間に争いが生じた場合は、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。もし、評価人の間で意見が一致しない場合は、双方の評価人が選定する1名の裁定人が、これを裁定するものとします。
- （2）当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

### 第32条（代位）

- （1）「損害」が生じたことにより「被保険者」が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、「当会社」がその「損害」に対して保険金を支払ったときは、その債権は「当会社」に移転します。ただし、移転するのは、次の各号に掲げる額を限度とします。
  - ① 「当会社」が「損害」の額の全額を保険金として支払った場合  
「被保険者」が取得した債権の全額
  - ② 前号以外の場合  
「被保険者」が取得した債権の額から、保険金が支払われていない「損害」の額を差し引いた額
- （2）前項②の場合において、「当会社」に移転せずに「被保険者」が引き続き有する債権は、「当会社」に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- （3）「保険契約者」および「被保険者」は、「当会社」が取得する（1）に規定する債権の保全および行使ならびにそのために「当会社」が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、「当会社」に協力するために必要な費用は、「当会社」の負担とします。
- （4）「当会社」は、「従業員」の犯罪行為または故意に起因する「損害賠償請求」の場合を除き、「当会社」が取得する（1）に規定する債権を「従業員」に対して行使しないものとします。
- （5）「当会社」はその裁量により、「当会社」が取得する（1）に規定する債権を書面により放棄することができるものとします。

### 第33条（代理権）

「保険契約者」は、この保険契約に関する条件の交渉、締結および変更、「被保険者」の権利の行使、通知、保険料、裏書、紛争解決、ならびに「被保険者」に対する支払いについて、すべての「被保険者」を代表するものとします。

### 第34条（支払不能）

「被保険者」の支払不能または倒産の場合においても、「当会社」はこの保険契約に基づく義務を免れないものとします。

### 第35条（約款の解釈）

この保険契約における見出しは、参照の便宜のためであり、各規定にいかなる意味も与えるものではありません。この保険契約においてカギ括弧でくくられて使用される用語は、特に定義された用語です。特に定義されない用語は、通常与えられている意味を有するものとします。

### 第36条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第37条（準拠法）

この保険契約に適用される約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

# 業務過誤賠償責任保険追加特約

## 第1条（特約の適用）

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される特約に適用します。

## 第2条（用語の定義）

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

### ① 「保険証券」

保険契約の成立の証として「当会社」が交付する電子ファイル（「当会社」が定める電磁的記録をいいます。）および書面をいいます。

### ② 「書面等」

書面のほか、電子媒体等「当会社」の定める方法をいいます。

## 第3条（読替規定）

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」およびこれに付帯される特約の規定中「保険証券」とあるのを「「保険証券」と読み替えて適用します。

(2) この特約の適用にあたっては、「普通約款」およびこれに付帯される特約の規定中「書面」とあるのを「「書面等」と読み替えて適用します。ただし、次の規定を除きます。

- ① 「普通約款」第5条（用語の定義）③
- ② 「普通約款」第9条（通知義務）（1）
- ③ 「普通約款」第27条（保険金の請求）（1）①
- ④ 「普通約款」第31条（評価人および裁定人）（1）
- ⑤ 「普通約款」第32条（代位）（5）
- ⑥ サイバー攻撃対応費用特約第3条（用語の定義）①
- ⑦ データ復元費用特約第3条（用語の定義）①

(3) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ⑭ 「申込書記載事項」

保険契約申込書および付属書類（電子媒体等によるものを含みます。）の記載事項をいいます。

(4) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第27条（保険金の請求）（2）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(2) 「被保険者」が保険金の支払を請求する場合は、次の各号に掲げる書類または証拠のうち、「当会社」が求めるものを「当会社」に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 「保険証券」
- ③ 「損害賠償金」に対する保険金の請求については、「被保険者」が「損害賠償請求権者」に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに「損害賠償金」の支払または「損害賠償請求権者」の承諾があったことを示す書類
- ④ 前号以外の保険金の請求については、「損害」およびその額を証明する書類
- ⑤ その他「当会社」が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に「当会社」が交付する書面等において定めたもの

## 第4条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# 個人情報漏洩特約

## 第1条 (特約の適用)

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に適用します。

## 第2条 (当会社の支払責任)

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第1条（当会社の支払責任）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。

### ① 個人情報漏洩

「当会社」は、「個人情報漏洩」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

### ② 防御

「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。

「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。

(2) 「当会社」は、「個人情報漏洩」が、「遡及日」以降に「発覚」し、「対象業務」に係わる場合にのみ、「普通約款」およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

(3) (1) ①の規定により、「第三者」が支出した「見舞金・見舞品費用」に対して「被保険者」が負担する「損害賠償金」（1「被害者」につき500円を限度とします。以下「見舞金等の損害賠償金」といいます。）に対して「当会社」が支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、次に掲げる金額を限度とし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

① 「支払限度額」が3億円未満の場合 「支払限度額」または5,000万円のいずれか低い額

② 「支払限度額」が3億円以上の場合 「支払限度額」の10分の2または1億円のいずれか低い額

(4) (1) ①の規定により「当会社」が「見舞金等の損害賠償金」に対して支払う保険金の合計額と、この保険契約に付帯されるセキュリティ賠償責任特約第2条（当会社の支払責任）(1) ①の規定により「当会社」が「見舞金等の損害賠償金」（同特約の定義に従うものとします。）に対して支払う保険金の合計額との合算額は、「保険期間」を通じて、前項に掲げる金額を限度とします。

## 第3条 (拡張担保—適用除外)

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第4条（拡張担保—紛失書類）の規定は、適用しません。

## 第4条 (用語の定義)

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）⑤、⑫、⑯、㉒、㉓、㉔および㉕の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ⑤ 「損害賠償金」

「被保険者」に対する判決または「当会社」が「被保険者」もしくは「保険契約者」の同意を得て承認した和解に基づいて「被保険者」が「第三者」および「被害者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。「被保険者」に対してなされ「当会社」に通知されたのであればこの保険契約で保険金が支払われる「損害賠償請求」が、「関連会社」に対してなされたことにより（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「被保険者」が当該「関連会社」に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、「損害賠償金」には、「被保険者」が当該「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金を含みます。ただし、当該「損害賠償請求」に関連して当該「関連会社」に生じた費用（当該「損害賠償請求」の防御に要する費用を含みますが、これに限りません。）に対する法律上の損害賠償金を除きます。

### ⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限りです。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員

オ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「個人情報漏洩」に起因して、イ. またはウ. に該当する「被保険者」が負担する「損害」については、係る「被保険者」

の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑯ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 回収および廃棄に伴う費用（漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を含みます。）

キ. 「被保険者」による「対象業務」の実施に対する報酬

ク. 恐喝金または日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

⑳ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」および「子会社」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。）をいいます。

㉑ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間に「発覚」した「個人情報漏洩」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

㉒ 「第三者」

「被保険者」および「関連会社」を除く法人および個人をいいます。

㉓ 「不当な行為」

「個人情報漏洩」をいいます。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「関連会社」

直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、「保険契約者」が他の法人に対して、または他の法人が「保険契約者」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合の、当該他の法人をいいます。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

エ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）およびその他の国、地域、法域、行政区域のいかんを問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社

② 「見舞金・見舞品費用」

「被害者」に対して、謝罪のために支払う金銭または送付する見舞品（「被保険者」のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や「被保険者」のみが提供可能なサービス、商品等を除きます。）に係る費用をいいます。ただし、「見舞金・見舞品費用」は 1 「被害者」につき 500 円を限度とし、「当会社」が妥当かつ必要と認めたものに限りま

③ 「発覚」

「個人情報漏洩」について、次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に「発覚」したまたは「発覚」があったとみなします。

ア. 第三者（「関連会社」を含みます。）から「被保険者」に対して通報されたこと。

イ. 「被保険者」（ただし、故意または過失により「個人情報漏洩」を生じせしめた者を除きます。）が「個人情報漏洩」を認識したこと。

ウ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。

エ. インターネット掲示板への書き込み等「第三者」により公表されたこと。

④ 「個人情報」

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、

または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます)。なお、電磁的記録とは、電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。)で作られる記録をいいます。

イ。「個人識別符号」が含まれるもの

⑤ 「個人識別符号」

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。

ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

⑥ 「個人情報漏洩」

「被保険者」が「対象業務」に係わり所有、使用または管理する「個人情報」の漏洩(「個人情報」を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。)をいいます。

⑦ 「被害者」

自らの「個人情報」を漏洩された個人をいいます。

⑧ 「コンピュータシステム等」

コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信システム、電子デバイス(スマートフォン、ラップトップ、タブレットおよびウェアラブルデバイスを含みますが、これらに限りません。)、サーバ、クラウド基盤およびマイクロコントローラ(これらに類似のシステムおよびこれらの構成を含み、また、これらに関連する入力装置、出力装置、データ記憶装置、ネットワーク機器およびバックアップ設備を含みます。)をいいます。

⑨ 「国家関与型サイバー攻撃」

主権国家により、主権国家の指示により、または主権国家の管理の下で、「コンピュータシステム等」を使用して行われる、次のいずれかをいいます。

ア. 「コンピュータシステム等」を混乱させ、「コンピュータシステム等」へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」の機能を低下させること。

イ. 「コンピュータシステム等」内の情報を複製、削除もしくは操作し、「コンピュータシステム等」内の情報へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」内の情報を破壊すること。

⑩ 「必要不可欠なサービス」

国家の重要な機能の維持に不可欠なサービス(そのサービスを提供する主体が国家か、国家の下部組織か、民間企業かを問いません。)をいい、国防、法執行、エネルギー、電気通信サービス、インフラ、医療サービス、公共サービス、緊急サービス、輸送サービスならびに金融システム(銀行および金融市場のインフラを含みます。)の維持、運営および規制に必要なサービスを含みますが、これらに限りません。

⑪ 「被害国家」

「国家関与型サイバー攻撃」によって次のいずれかの重大な悪影響を受けた主権国家をいいます。

ア. その主権国家の「必要不可欠なサービス」の利用可能性もしくは完全性が著しく損なわれたことまたはその提供が中断されたことによる、その主権国家の機能への重大な悪影響

イ. その主権国家の安全保障または防衛への重大な悪影響

ただし、「被保険者」のみに影響する単独または一連の攻撃によりこれらの重大な悪影響を受けた場合を除きます。

⑫ 「戦争」

物理的な武力を伴う武力紛争のうち、次のいずれかに該当するものをいい、宣戦布告されているか否かを問いません。

ア. 主権国家が他の主権国家に対して行うもの

イ. 内戦、反乱、革命、暴動、軍事行動または権力の篡奪の一環として行われるもの

**第5条 (保険金を支払わない場合)**

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条(保険金を支払わない場合)②、③、⑨および⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

② 身体の障害・財物の損壊

ア. 「身体の障害」に起因する「損害賠償請求」

イ. 「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」（ただし、この免責事由は、財物の紛失または盗難に起因して生じた「個人情報漏洩」に対する「損害賠償請求」には適用しません。）

③ 契約上加重された責任・保証

ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」

イ. 保証に起因する「損害賠償請求」

ウ. 「対象業務」の履行遅滞または履行不能に起因する「損害賠償請求」

⑨ 犯罪行為・故意

ア. 「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「損害賠償請求」

イ. 「従業員」または「保険契約者」もしくは「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」もしくは「子会社」に派遣された派遣社員の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因して当該「従業員」または派遣社員に対してなされた「損害賠償請求」

これらの場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

⑭ 保険適用地域

日本国外においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」または日本国外で取得した判決に基づく「損害賠償請求」

(2) 「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

① 企業名誉毀損

法人その他あらゆる組織または団体の名誉毀損、信用毀損、風評またはブランド劣化（これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。）に起因する「損害賠償請求」

② 株主代表訴訟

株主代表訴訟による「損害賠償請求」

③ 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の使用許諾違反、侵害または不正使用に起因する「損害賠償請求」

④ 既存の発覚

「保険期間」の開始日前に「発覚」した「個人情報漏洩」に起因する「損害賠償請求」

⑤ サービスの中断

「第三者」が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと（これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。）に起因する「損害賠償請求」

⑥ 労働者派遣事業

「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」

⑦ 第三者提供

「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）が第三者（「関連会社」を含みます。以下、本号において同じとします。）に「個人情報」を提供し、または第三者に「個人情報」の取扱いを委託したことが「個人情報漏洩」に該当するとしてなされた「損害賠償請求」

⑧ トレーディング

金融商品取引（先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるか否かを問いません。）に起因する「損害賠償請求」

(3) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑥および⑭の規定は適用しません。

(4) 「当会社」は、次の各号に掲げる事由に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

① 「戦争」

- ② 「戦争」の過程または「戦争」の直接的な準備として行われた「国家関与型サイバー攻撃」
- ③ 「被害国家」を生じさせた「国家関与型サイバー攻撃」

ただし、本項③の免責事由は、「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーが所有する、または「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーに賃貸されている「コンピュータシステム等」のうち、物理的には「被害国家」に所在していないものの「国家関与型サイバー攻撃」の影響を受けるものに対する「国家関与型サイバー攻撃」によって受けた影響については、適用しません。

- (5) この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、「当会社」または「当会社」の親会社もしくは最終的支配会社、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合（EU）、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、「当会社」は、当該補償を提供していないものとみなし、この保険契約において当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

## 第6条（損害賠償請求の通知）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第20条（損害賠償請求の通知）（4）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由（以下「保険金支払事由」といいます。）が発生した場合は、その後に「被保険者」に対してなされ（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「当会社」に通知された「損害賠償請求」のうち、当該「保険金支払事由」に起因する「損害賠償請求」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において、「被保険者」に対してなされ、「当会社」に通知されたものとみなします。

## 第7条（損害の発生および拡大の防止）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

## 第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# 危機管理コンサルティング費用特約

## 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約に適用します。

## 第2条（拡張担保－危機管理コンサルティング費用）

- (1) 「当会社」は、「保険期間」中に最初に生じた「危機」につき、当該「危機」に起因して発生した「危機管理コンサルティング費用」に対して、保険金を支払います。ただし、当該「危機」が生じた日からその日を含めて180日以内に発生した「危機管理コンサルティング費用」に限ります。
- (2) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、500万円を限度とします。「危機管理コンサルティング費用」は、「損害」に含まれるものとし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。
- (3) 「危機管理コンサルティング費用」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。
- (4) 「当会社」は、「危機管理コンサルティング費用」が発生した後に、「被保険者」に賠償責任がないことまたは「個人情報漏洩」が発生しなかったことが判明した場合においては、判明した時まで発生した「危機管理コンサルティング費用」に限り、保険金を支払います。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「危機」

「個人情報漏洩」（そのおそれがある場合を含みます。ただし、「当会社」がそのおそれがあることを承認した場合に限り）の「発覚」をいいます。

② 「危機管理コンサルティング費用」

「危機管理コンサルティング機関」が、「危機」の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において「被保険者」に提供する危機管理サービスに関して生じた費用（係る「危機管理コンサルティング機関」に対する報酬を含みます。）で、「当会社」が事前に妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、次に掲げる費用を除きます。

ア. 「個人情報漏洩」の原因調査または事実確認に要した費用

イ. 「見舞金・見舞品費用」

ウ. お詫び広告掲載費用、郵券代等「危機」により臨時に発生した費用

エ. 漏洩した「個人情報」の回収に要する費用

オ. 法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用

カ. 争訟に要する一切の費用（弁護士報酬を含みます。）

キ. 記者会見の開催に要する費用

ク. 第三者からの強要金

ケ. 「被保険者」の人件費その他一般管理費

③ 「危機管理コンサルティング機関」

「当会社」が事前に承認する、「危機」の悪影響を管理および最小化するための機関をいいます。

### 第4条（保険金を支払わない場合）

「当会社」は、次の各号に掲げる「危機」に起因する「危機管理コンサルティング費用」に対しては、保険金を支払いません。

① 犯罪行為・故意

「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「危機」

この場合、「被保険者」は、当該「危機」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

② 既存の危機

「保険期間」の開始日前に生じた「危機」

③ 財物の損壊

「財物の損壊」に起因する「危機」（ただし、この免責事由は、財物の紛失または盗難に起因して、「個人情報漏洩」が生じた場合には適用しません。）

④ 労働者派遣事業

「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する「危機」

### 第5条（危機の通知）

（1）「保険契約者」または「被保険者」は、「危機」の発生を知った場合は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、「保険期間」中に、「当会社」に書面で通知しなければなりません。

① 「危機」が発生した日

② 漏洩した「個人情報」の内容

③ 「危機」の発生形態

④ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合はその届出日

⑤ 「他の保険契約」の有無および内容（既に「他の保険契約」から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）

⑥ その他「当会社」が必要と認める事項

（2）「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由なく前項の義務に違反した場合は、「当会社」は、それによって「当会社」

が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (3) 「被保険者」が、「危機」につき(1)の規定に従い「当会社」に通知した場合は、既に通知された「危機」と同一の原因(原因を特定できない場合は、直前に生じた「危機」と同一の事由を原因とするものとみなします。本項において、以下同様とします。)に起因するその後の「危機」(「保険期間」中に発生したか否かを問いません。)は、最初に通知された「危機」が発生した時においてすべて発生し「当会社」に通知されたものとみなします。同一の原因に起因するすべての「危機」は、発生の時または発生場所のいかんを問わず、一つの「危機」とみなします。
- (4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由(以下「保険金支払事由」といいます。)が発生した場合は、その後に発生し(「保険期間」中に発生したか否かを問いません。)、当会社」に通知された「危機」のうち、当該「保険金支払事由」と同一の原因に起因するすべての「危機」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において発生し、「当会社」に通知されたものとみなします。

## 第6条 (読替規定)

この特約においては、次のとおり「普通約款」を読み替えて適用します。

- ① 第7条(保険責任の始期および終期)(3)の規定中「保険料領収前になされた「損害賠償請求」とあるのは、「保険料領収前に生じた「危機」」
- ② 第8条(告知義務)(3)③の規定中「「損害賠償請求」がなされる前に」とあるのは、「「危機」が生じる前に」
- ③ 第8条(告知義務)(5)の規定中「「損害賠償請求」がなされた後に」とあるのは、「「危機」が生じた後に」
- ④ 第8条(告知義務)(6)の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「生じた「危機」」
- ⑤ 第9条(通知義務)(4)の規定中「「損害賠償請求」がなされた後」とあるのは、「「危機」が生じた後」、同項の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「生じた「危機」」
- ⑥ 第9条(通知義務)(5)および(6)の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「生じた「危機」」
- ⑦ 第14条(重大事由による保険契約の解除)(3)の規定中「「損害賠償請求」がなされた後」とあるのは、「「危機」が生じた後」、同項の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「生じた「危機」」
- ⑧ 第17条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7)の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「生じた「危機」」
- ⑨ 第24条(損害の発生および拡大の防止)(1)の規定中「「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合」とあるのは、「「危機」が生じた場合」
- ⑩ 第27条(保険金の請求)(3)の規定中「「損害賠償請求」とあるのは、「「危機」」
- ⑪ 第28条(保険金の支払時期)(1)①の規定中「申し立てられている「不当な行為」、「損害賠償請求」がなされた状況」とあるのは、「「危機」の原因、「危機」が発生した状況」、同項③の規定中「申し立てられている「不当な行為」とあるのは、「「危機」」
- ⑫ 第28条(保険金の支払時期)(2)⑤の規定中「同一もしくは関連する「不当な行為」とあるのは、「同一の「危機」」
- ⑬ 第32条(代位)(4)の規定中「「損害賠償請求」とあるのは、「「危機」」

## 第7条 (普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# 危機管理コンサルティング費用倍額支払特約

## 第1条 (特約の適用)

この特約は、危機管理コンサルティング費用特約に適用します。

## 第2条 (拡張担保-危機管理コンサルティング費用)

この特約の適用にあたっては、危機管理コンサルティング費用特約第2条(拡張担保-危機管理コンサルティング費用)(2)の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (2) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、1,000万円を限度とします。「危機管理コン

サルティング費用」は、「損害」に含まれるものとし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

### 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 危機管理実行費用特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約に適用します。

### 第2条（拡張担保－危機管理実行費用）

- (1) 「当会社」は、「保険期間」中に最初に生じた「危機」につき、当該「危機」に起因して「被保険者」が負担する「危機管理実行費用」に対して、保険金を支払います。ただし、当該「危機」が生じた日からその日を含めて180日以内に生じた「危機管理実行費用」に限ります。また、当該「危機」が生じたことについて、次の各号に掲げるいずれかの要件が満たされることを前提とします。
- ① 公的機関（所管する行政機関およびこれらに準じると「当会社」が認めた機関をいいます。）に対して文書により届出または報告されること（「個人情報漏洩」のおそれがあることについて文書により届出または報告された場合を含みます。ただし、「個人情報漏洩」のおそれがあることを「当会社」が承認した場合に限ります）。
  - ② 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により報道されること。
- (2) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、5,000万円または「支払限度額」の10分の1のいずれか低い金額を限度とします。「当会社」は、「危機管理実行費用」からその10%相当の金額を差し引いた金額を保険金として支払います。「危機管理実行費用」は、「損害」に含まれるものとし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。
- (3) 「危機管理実行費用」については、「免責金額」を適用しません。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

#### ① 「危機」

「個人情報漏洩」（そのおそれがある場合を含みます。ただし、「当会社」がそのおそれがあることを承認した場合に限ります。）の「発覚」をいいます。

#### ② 「危機管理実行費用」

「危機管理コンサルティング機関」が、「危機」の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において「被保険者」に提供する危機管理サービスを直接の結果として、「被保険者」が当該「危機」の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次に掲げる費用で、妥当かつ必要であると事前に「当会社」が認めたものをいいます（ただし、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます）。

ア. 弁護士から法律上の助言を受けた場合に弁護士に対して支払う報酬（ただし、定期報酬および損害賠償請求を提起することまたは提起されることに起因する報酬を除きます。）

イ. 「個人情報漏洩」の原因調査に要する費用（ただし、「個人情報漏洩」が発生した場合に限ります。）

ウ. 「従業員」の法定外残業、休日出勤等により生じた超過人件費（ただし、日当、みなし手当等を除きます。）、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費

エ. 電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用

オ. お詫び状の作成費用および送付費用

カ. 「見舞金・見舞品費用」（ただし、「個人情報漏洩」が発生した場合に限ります。）

キ. 見舞金・見舞品送付費用（ただし、「個人情報漏洩」が発生した場合に限ります。）

ク. 新聞に謝罪広告を掲載する費用

ケ. 記者会見の開催に要する費用

③ 「危機管理コンサルティング機関」

「当会社」が事前に承認する、「危機」の悪影響を管理および最小化するための機関をいいます。

**第4条（保険金を支払わない場合）**

「当会社」は、次の各号に掲げる「危機」に起因する「危機管理実行費用」に対しては、保険金を支払いません。

① 犯罪行為・故意

「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「危機」

この場合、「被保険者」は、当該「危機」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

② 既存の危機

「保険期間」の開始日前に生じた「危機」

③ 財物の損壊

「財物の損壊」に起因する「危機」（ただし、この免責事由は、財物の紛失または盗難に起因して、「個人情報漏洩」が生じた場合には適用しません。）

④ 労働者派遣事業

「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する「危機」

**第5条（危機の通知）**

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「危機」の発生を知った場合は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、「保険期間」中に、「当会社」に書面で通知しなければなりません。

① 「危機」が発生した日

② 漏洩した「個人情報」の内容

③ 「危機」の発生形態

④ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合はその届出日

⑤ 「他の保険契約」の有無および内容（既に「他の保険契約」から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）

⑥ その他「当会社」が必要と認める事項

(2) 「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由なく前項の義務に違反した場合は、「当会社」は、それによって「当会社」が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 「被保険者」が、「危機」につき(1)の規定に従い「当会社」に通知した場合は、既に通知された「危機」と同一の原因（原因を特定できない場合は、直前に生じた「危機」と同一の事由を原因とするものとみなします。本項において、以下同様とします。）に起因するその後の「危機」（「保険期間」中に発生したか否かを問いません。）は、最初に通知された「危機」が発生した時においてすべて発生し「当会社」に通知されたものとみなします。同一の原因に起因するすべての「危機」は、発生の時または発生の場所のいかんを問わず、一つの「危機」とみなします。

(4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由（以下「保険金支払事由」といいます。）が発生した場合は、その後に発生し（「保険期間」中に発生したか否かを問いません。）、「当会社」に通知された「危機」のうち、当該「保険金支払事由」と同一の原因に起因するすべての「危機」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において発生し、「当会社」に通知されたものとみなします。

**第6条（読替規定）**

この特約においては、次のとおり「普通約款」を読み替えて適用します。

① 第7条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「保険料領収前になされた「損害賠償請求」とあるのは、「保険料領収前に生じた「危機」」

② 第8条（告知義務）(3)③の規定中「「損害賠償請求」がなされる前に」とあるのは、「「危機」が生じる前に」

③ 第8条（告知義務）(5)の規定中「「損害賠償請求」がなされた後に」とあるのは、「「危機」が生じた後に」

④ 第8条（告知義務）(6)の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「生じた「危機」」

- ⑤ 第9条（通知義務）（4）の規定中「[「損害賠償請求」がなされた後]とあるのは、「[危機]が生じた後」、同項の規定中「なされた[「損害賠償請求」]とあるのは、「生じた[危機]」
- ⑥ 第9条（通知義務）（5）および（6）の規定中「なされた[「損害賠償請求」]とあるのは、「生じた[危機]」
- ⑦ 第14条（重大事由による保険契約の解除）（3）の規定中「[「損害賠償請求」がなされた後]とあるのは、「[危機]が生じた後」、同項の規定中「なされた[「損害賠償請求」]とあるのは、「生じた[危機]」
- ⑧ 第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（5）および（7）の規定中「なされた[「損害賠償請求」]とあるのは、「生じた[危機]」
- ⑨ 第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の規定中「[「被保険者」に対して[「損害賠償請求」がなされた場合]とあるのは、「[危機]が生じた場合」
- ⑩ 第27条（保険金の請求）（3）の規定中「[「損害賠償請求」]とあるのは、「[危機]」
- ⑪ 第28条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「申し立てられている[「不当な行為」、[「損害賠償請求」]がなされた状況]とあるのは、「[危機]の原因、[危機]が発生した状況」、同項③の規定中「申し立てられている[「不当な行為」]とあるのは、「[危機]」
- ⑫ 第28条（保険金の支払時期）（2）⑤の規定中「同一もしくは関連する[「不当な行為」]とあるのは、「同一の[危機]」
- ⑬ 第32条（代位）（4）の規定中「[「損害賠償請求」]とあるのは、「[危機]」

## 第7条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 危機管理実行費用倍額支払特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、危機管理実行費用特約に適用します。

### 第2条（拡張担保－危機管理実行費用）

この特約の適用にあたっては、危機管理実行費用特約第2条（拡張担保－危機管理実行費用）（2）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- （2）「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、1億円または「支払限度額」の10分の2のいずれか低い金額を限度とします。「当会社」は、「危機管理実行費用」からその10%相当の金額を差し引いた金額を保険金として支払います。「危機管理実行費用」は、「損害」に含まれるものとし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

### 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 危機管理実行費用の自己負担割合不適用特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、危機管理実行費用特約およびこれに適用される特約に適用します。

### 第2条（自己負担割合の不適用）

危機管理実行費用特約およびこれに適用される特約の規定にかかわらず、「危機管理実行費用」に対しては、その10%相当の金額を差し引かずには保険金を支払います。「危機管理実行費用」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

### 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 企業情報漏洩特約（1000万円）

### 第1条（特約の適用）

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に適用します。

### 第2条（当会社の支払責任）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第1条（当会社の支払責任）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。

① 企業情報漏洩

「当会社」は、「企業情報漏洩」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

② 防御

「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。

(2) 「当会社」は、「企業情報漏洩」が、「遡及日」以降に「発覚」し、「対象業務」に係わる場合にのみ、「普通約款」およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

(3) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、1,000万円を限度とし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

(4) 「企業情報漏洩」に起因する「損害」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

### 第3条（拡張担保—適用除外）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第4条（拡張担保—紛失書類）の規定は、適用しません。

### 第4条（用語の定義）

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）⑤、⑫、⑯、⑳、㉑、㉒および㉓の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

⑤ 「損害賠償金」

次に掲げるものをいいます。

ア. 「被保険者」に対する判決に基づいて「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金

イ. 「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金として「当会社」が認定した金額（ただし、当該損害賠償金の額およびその合理性が客観的に確認できる資料、その他「当会社」が必要とする情報を「被保険者」が提出することを条件とし、「当会社」は、当該認定に必要な情報を収集する義務を負わないものとします。）

「被保険者」に対してなされ「当会社」に通知されたのであればこの保険契約で保険金が支払われる「損害賠償請求」が、「関連会社」に対してなされたことにより（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「被保険者」が当該「関連会社」に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、「損害賠償金」には、次に掲げるものを含みます。

ア. 「被保険者」に対する判決に基づいて「被保険者」が「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金

イ. 「被保険者」が「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金として「当会社」が認定した金額（ただし、当該損害賠償金の額およびその合理性が客観的に確認できる資料、その他「当会社」が必要とする情報を「被保険者」が提出することを条件とし、「当会社」は、当該認定に必要な情報を収集する義務を負わないものとします。）

ただし、当該「損害賠償請求」に関連して当該「関連会社」に生じた費用（当該「損害賠償請求」の防御に要する費用を含みますが、これに限りません。）に対する法律上の損害賠償金を除きます。

⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限ります。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員

オ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「企業情報漏洩」を請求の理由として、イ. またはウ. に該当する「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑩ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 回収および廃棄に伴う費用（漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を含みます。）

キ. 「被保険者」による「対象業務」の実施に対する報酬

ク. 恐喝金または日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

⑪ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」および「子会社」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。）をいいます。

⑫ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間に「発覚」した「企業情報漏洩」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

⑬ 「第三者」

「被保険者」および「関連会社」を除く法人および個人をいいます。

⑭ 「不当な行為」

「企業情報漏洩」をいいます。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「関連会社」

直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、「保険契約者」が他の法人に対して、または他の法人が「保険契約者」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合の、当該他の法人をいいます。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

エ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）およびその他の国、地域、法域、行政区域のいかんを問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社

② 「企業情報」

「被保険者」が「対象業務」に係わり所有、使用または管理する、契約上または法的な保護の対象となる、一般に公開されていない「第三者」の情報（企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。）をいいます（ただし、「個人情報」を除きます）。

③ 「企業情報漏洩」

「企業情報」の漏洩（「企業情報」を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。）をいいます（ただし、刑事告発および公益通報を除きます）。

#### ④ 「発覚」

「企業情報漏洩」について、次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に「発覚」したまたは「発覚」があったとみなします。

- ア. 第三者（「関連会社」を含みます。）から「被保険者」に対して通報されたこと。
- イ. 「被保険者」（ただし、故意または過失により「企業情報漏洩」を生じせしめた者を除きます。）が「企業情報漏洩」を認識したこと。
- ウ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。
- エ. インターネット掲示板への書き込み等「第三者」により公表されたこと。

#### ⑤ 「個人情報」

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）。なお、電磁的記録とは、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。
- イ. 「個人識別符号」が含まれるもの

#### ⑥ 「個人識別符号」

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。

- ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

#### ⑦ 「コンピュータシステム等」

コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信システム、電子デバイス（スマートフォン、ラップトップ、タブレットおよびウェアラブルデバイスを含みますが、これらに限りません。）、サーバ、クラウド基盤およびマイクロコントローラー（これらに類似のシステムおよびこれらの構成を含み、また、これらに関連する入力装置、出力装置、データ記憶装置、ネットワーク機器およびバックアップ設備を含みます。）をいいます。

#### ⑧ 「国家関与型サイバー攻撃」

主権国家により、主権国家の指示により、または主権国家の管理の下で、「コンピュータシステム等」を使用して行われる、次のいずれかをいいます。

- ア. 「コンピュータシステム等」を混乱させ、「コンピュータシステム等」へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」の機能を低下させること。
- イ. 「コンピュータシステム等」内の情報を複製、削除もしくは操作し、「コンピュータシステム等」内の情報へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」内の情報を破壊すること。

#### ⑨ 「必要不可欠なサービス」

国家の重要な機能の維持に不可欠なサービス（そのサービスを提供する主体が国家か、国家の下部組織か、民間企業かを問いません。）をいい、国防、法執行、エネルギー、電気通信サービス、インフラ、医療サービス、公共サービス、緊急サービス、輸送サービスならびに金融システム（銀行および金融市場のインフラを含みます。）の維持、運営および規制に必要なサービスを含みますが、これらに限りません。

#### ⑩ 「被害国家」

「国家関与型サイバー攻撃」によって次のいずれかの重大な悪影響を受けた主権国家をいいます。

- ア. その主権国家の「必要不可欠なサービス」の利用可能性もしくは完全性が著しく損なわれたことまたはその提供が中断されたことによる、その主権国家の機能への重大な悪影響
- イ. その主権国家の安全保障または防衛への重大な悪影響  
ただし、「被保険者」のみに影響する単独または一連の攻撃によりこれらの重大な悪影響を受けた場合を除きます。

#### ⑪ 「戦争」

物理的な武力を伴う武力紛争のうち、次のいずれかに該当するものをいい、宣戦布告されているか否かを問いません。

- ア. 主権国家が他の主権国家に対して行うもの

イ. 内戦、反乱、革命、暴動、軍事行動または権力の篡奪の一環として行われるもの

## 第5条（保険金を支払わない場合）

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）②、③、⑨および⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ② 身体の障害・財物の損壊

ア. 「身体の障害」に起因する「損害賠償請求」

イ. 「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」（ただし、この免責事由は、財物の紛失または盗難に起因して生じた「企業情報漏洩」に対する「損害賠償請求」には適用しません。）

### ③ 契約上加重された責任・保証

ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」

イ. 保証に起因する「損害賠償請求」

ウ. 「対象業務」の履行遅滞または履行不能に起因する「損害賠償請求」

### ⑨ 犯罪行為・故意

ア. 「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「損害賠償請求」

イ. 「従業員」または「保険契約者」もしくは「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」もしくは「子会社」に派遣された派遣社員の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因して当該「従業員」または派遣社員に対してなされた「損害賠償請求」

これらの場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

### ⑭ 保険適用地域

日本国外においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」または日本国外で取得した判決に基づく「損害賠償請求」

(2) 「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

### ① 株主代表訴訟

株主代表訴訟による「損害賠償請求」

### ② 既存の発覚

「保険期間」の開始日前に「発覚」した「企業情報漏洩」に起因する「損害賠償請求」

### ③ サービスの中断

「被保険者」が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと（これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。）に起因する「損害賠償請求」

### ④ 労働者派遣事業

「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」

### ⑤ 第三者提供

「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）が第三者（「関連会社」を含みます。以下、本号において同じとします。）に「企業情報」を提供し、または第三者に「企業情報」の取扱いを委託したことが「企業情報漏洩」に該当するとしてなされた「損害賠償請求」

### ⑥ 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の使用許諾違反、侵害または不正使用に起因する「損害賠償請求」

(3) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑥、⑩および⑮の規定は適用しません。

(4) 「当会社」は、次の各号に掲げる事由に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

### ① 「戦争」

### ② 「戦争」の過程または「戦争」の直接的な準備として行われた「国家関与型サイバー攻撃」

③ 「被害国家」を生じさせた「国家関与型サイバー攻撃」

ただし、本項③の免責事由は、「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーが所有する、または「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーに賃貸されている「コンピュータシステム等」のうち、物理的には「被害国家」に所在していないものの「国家関与型サイバー攻撃」の影響を受けるものに対する「国家関与型サイバー攻撃」によって受けた影響については、適用しません。

(5) この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、「当会社」または「当会社」の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合 (EU)、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、「当会社」は、当該補償を提供していないものとみなし、この保険契約において当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

#### 第6条 (損害賠償請求の通知)

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第20条(損害賠償請求の通知)(4)の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由(以下「保険金支払事由」といいます。)が発生した場合は、その後に「被保険者」に対してなされ(「保険期間」中になされたか否かを問いません。),「当会社」に通知された「損害賠償請求」のうち、当該「保険金支払事由」に起因する「損害賠償請求」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において、「被保険者」に対してなされ、「当会社」に通知されたものとみなします。

#### 第7条 (損害の発生および拡大の防止)

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第24条(損害の発生および拡大の防止)(1)の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

#### 第8条 (普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 企業情報漏洩特約 (3000万円)

#### 第1条 (特約の適用)

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に適用します。

#### 第2条 (当会社の支払責任)

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第1条(当会社の支払責任)の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。

① 企業情報漏洩

「当会社」は、「企業情報漏洩」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

② 防御

「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。

「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。

(2) 「当会社」は、「企業情報漏洩」が、「遡及日」以降に「発覚」し、「対象業務」に係わる場合にのみ、「普通約款」およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

(3) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、3,000万円を限度とし、「支払限度額」に加

算して支払われないものとします。

(4)「企業情報漏洩」に起因する「損害」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

### 第3条（拡張担保—適用除外）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第4条（拡張担保—紛失書類）の規定は、適用しません。

### 第4条（用語の定義）

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）⑤、⑫、⑯、㉒、㉔、㉖および㉘の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

#### ⑤ 「損害賠償金」

次に掲げるものをいいます。

ア. 「被保険者」に対する判決に基づいて「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金

イ. 「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金として「当会社」が認定した金額（ただし、当該損害賠償金の額およびその合理性が客観的に確認できる資料、その他「当会社」が必要とする情報を「被保険者」が提出することを条件とし、「当会社」は、当該認定に必要な情報を収集する義務を負わないものとします。）

「被保険者」に対してなされ「当会社」に通知されたのであればこの保険契約で保険金が支払われる「損害賠償請求」が、「関連会社」に対してなされたことにより（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「被保険者」が当該「関連会社」に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、「損害賠償金」には、次に掲げるものを含みます。

ア. 「被保険者」に対する判決に基づいて「被保険者」が「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金

イ. 「被保険者」が「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金として「当会社」が認定した金額（ただし、当該損害賠償金の額およびその合理性が客観的に確認できる資料、その他「当会社」が必要とする情報を「被保険者」が提出することを条件とし、「当会社」は、当該認定に必要な情報を収集する義務を負わないものとします。）

ただし、当該「損害賠償請求」に関連して当該「関連会社」に生じた費用（当該「損害賠償請求」の防御に要する費用を含みますが、これに限りません。）に対する法律上の損害賠償金を除きます。

#### ⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限ります。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員

オ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「企業情報漏洩」を請求の理由として、イ. またはウ. に該当する「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

#### ⑯ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 回収および廃棄に伴う費用（漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を含みます。）

キ. 「被保険者」による「対象業務」の実施に対する報酬

ク. 恐喝金または日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

#### ㉒ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」および「子会社」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。）をいいます。

#### ㉔ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間に「発覚」した「企業情報漏洩」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

- ア. 取締役会の構成を支配していること。
- イ. 議決権の過半数を支配していること。
- ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

⑩ 「第三者」

「被保険者」および「関連会社」を除く法人および個人をいいます。

⑪ 「不当な行為」

「企業情報漏洩」をいいます。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「関連会社」

直接であるまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、「保険契約者」が他の法人に対して、または他の法人が「保険契約者」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合の、当該他の法人をいいます。

- ア. 取締役会の構成を支配していること。
- イ. 議決権の過半数を支配していること。
- ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。
- エ. 会社法（平成17年法律第86号）およびその他の国、地域、法域、行政区域のいかんを問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社

② 「企業情報」

「被保険者」が「対象業務」に係わり所有、使用または管理する、契約上または法的な保護の対象となる、一般に公開されていない「第三者」の情報（企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。）をいいます（ただし、「個人情報」を除きます）。

③ 「企業情報漏洩」

「企業情報」の漏洩（「企業情報」を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。）をいいます（ただし、刑事告発および公益通報を除きます）。

④ 「発覚」

「企業情報漏洩」について、次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に「発覚」したまたは「発覚」があったとみなします。

- ア. 第三者（「関連会社」を含みます。）から「被保険者」に対して通報されたこと。
- イ. 「被保険者」（ただし、故意または過失により「企業情報漏洩」を生じせしめた者を除きます。）が「企業情報漏洩」を認識したこと。
- ウ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。
- エ. インターネット掲示板への書き込み等「第三者」により公表されたこと。

⑤ 「個人情報」

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）。なお、電磁的記録とは、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。
- イ. 「個人識別符号」が含まれるもの

⑥ 「個人識別符号」

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。

- ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

⑦ 「コンピュータシステム等」

コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信システム、電子デバイス（スマートフォン、ラップトップ、タブレットおよびウェアラブルデバイスを含みますが、これらに限りません。）、サーバ、クラウド基盤およびマイクロコントローラ（これらに類似のシステムおよびこれらの構成を含み、また、これらに関連する入力装置、出力装置、データ記憶装置、ネットワーク機器およびバックアップ設備を含みます。）をいいます。

⑧ 「国家関与型サイバー攻撃」

主権国家により、主権国家の指示により、または主権国家の管理の下で、「コンピュータシステム等」を使用して行われる、次のいずれかをいいます。

ア. 「コンピュータシステム等」を混乱させ、「コンピュータシステム等」へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」の機能を低下させること。

イ. 「コンピュータシステム等」内の情報を複製、削除もしくは操作し、「コンピュータシステム等」内の情報へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」内の情報を破壊すること。

⑨ 「必要不可欠なサービス」

国家の重要な機能の維持に不可欠なサービス（そのサービスを提供する主体が国家か、国家の下部組織か、民間企業かを問いません。）をいい、国防、法執行、エネルギー、電気通信サービス、インフラ、医療サービス、公共サービス、緊急サービス、輸送サービスならびに金融システム（銀行および金融市場のインフラを含みます。）の維持、運営および規制に必要なサービスを含みますが、これらに限りません。

⑩ 「被害国家」

「国家関与型サイバー攻撃」によって次のいずれかの重大な悪影響を受けた主権国家をいいます。

ア. その主権国家の「必要不可欠なサービス」の利用可能性もしくは完全性が著しく損なわれたことまたはその提供が中断されたことによる、その主権国家の機能への重大な悪影響

イ. その主権国家の安全保障または防衛への重大な悪影響

ただし、「被保険者」のみに影響する単独または一連の攻撃によりこれらの重大な悪影響を受けた場合を除きます。

⑪ 「戦争」

物理的な武力を伴う武力紛争のうち、次のいずれかに該当するものをいい、宣戦布告されているか否かを問いません。

ア. 主権国家が他の主権国家に対して行うもの

イ. 内戦、反乱、革命、暴動、軍事行動または権力の篡奪の一環として行われるもの

## 第5条（保険金を支払わない場合）

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）②、③、⑨および⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

② 身体の障害・財物の損壊

ア. 「身体の障害」に起因する「損害賠償請求」

イ. 「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」（ただし、この免責事由は、財物の紛失または盗難に起因して生じた「企業情報漏洩」に対する「損害賠償請求」には適用しません。）

③ 契約上加重された責任・保証

ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」

イ. 保証に起因する「損害賠償請求」

ウ. 「対象業務」の履行遅滞または履行不能に起因する「損害賠償請求」

⑨ 犯罪行為・故意

ア. 「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限りません。）に起因する「損害賠償請求」

イ. 「従業員」または「保険契約者」もしくは「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」もしくは「子会社」に派遣された派遣社員の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限りません。）に起因して当該「従業員」または派遣社員に対してなされた「損害賠償請求」

これらの場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

⑭ 保険適用地域

日本国外においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」または日本国外で取得した判決に基づく「損害賠償

請求」

(2) 「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

① 株主代表訴訟

株主代表訴訟による「損害賠償請求」

② 既存の発覚

「保険期間」の開始日前に「発覚」した「企業情報漏洩」に起因する「損害賠償請求」

③ サービスの中断

「被保険者」が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと（これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。）に起因する「損害賠償請求」

④ 労働者派遣事業

「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」

⑤ 第三者提供

「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）が第三者（「関連会社」を含みます。以下、本号において同じとします。）に「企業情報」を提供し、または第三者に「企業情報」の取扱いを委託したことが「企業情報漏洩」に該当するとしてなされた「損害賠償請求」

⑥ 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の使用許諾違反、侵害または不正使用に起因する「損害賠償請求」

(3) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑥、⑩および⑮の規定は適用しません。

(4) 「当会社」は、次の各号に掲げる事由に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

① 「戦争」

② 「戦争」の過程または「戦争」の直接的な準備として行われた「国家関与型サイバー攻撃」

③ 「被害国家」を生じさせた「国家関与型サイバー攻撃」

ただし、本項③の免責事由は、「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーが所有する、または「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーに賃貸されている「コンピュータシステム等」のうち、物理的には「被害国家」に所在していないものの「国家関与型サイバー攻撃」の影響を受けるものに対する「国家関与型サイバー攻撃」によって受けた影響については、適用しません。

(5) この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、「当会社」または「当会社」の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合（EU）、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、「当会社」は、当該補償を提供していないものとみなし、この保険契約において当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

## 第6条（損害賠償請求の通知）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第20条（損害賠償請求の通知）（4）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由（以下「保険金支払事由」といいます。）が発生した場合は、その後に「被保険者」に対してなされ（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「当会社」に通知された「損害賠償請求」のうち、当該「保険金支払事由」に起因する「損害賠償請求」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において、「被保険者」に対してなされ、「当会社」に通知されたものとみなします。

## 第7条（損害の発生および拡大の防止）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、

そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

## 第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# 企業情報漏洩特約（個人情報漏洩同額）

## 第1条（特約の適用）

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に適用します。

## 第2条（当会社の支払責任）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第1条（当会社の支払責任）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。

### ① 企業情報漏洩

「当会社」は、「企業情報漏洩」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

### ② 防御

「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。

「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。

(2) 「当会社」は、「企業情報漏洩」が、「遡及日」以降に「発覚」し、「対象業務」に係わる場合にものみ、「普通約款」およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

(3) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、個人情報漏洩特約の「支払限度額」を限度とし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

(4) 「企業情報漏洩」に起因する「損害」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

## 第3条（拡張担保—適用除外）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第4条（拡張担保—紛失書類）の規定は、適用しません。

## 第4条（用語の定義）

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）⑤、⑫、⑯、㉒、㉓、㉔および㉕の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ⑤ 「損害賠償金」

次に掲げるものをいいます。

ア. 「被保険者」に対する判決に基づいて「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金

イ. 「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金として「当会社」が認定した金額（ただし、当該損害賠償金の額およびその合理性が客観的に確認できる資料、その他「当会社」が必要とする情報を「被保険者」が提出することを条件とし、「当会社」は、当該認定に必要な情報を収集する義務を負わないものとします。）

「被保険者」に対してなされ「当会社」に通知されたのであればこの保険契約で保険金が支払われる「損害賠償請求」が、「関連会社」に対してなされたことにより（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「被保険者」が当該「関連会社」に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、「損害賠償金」には、次に掲げるものを含みます。

ア. 「被保険者」に対する判決に基づいて「被保険者」が「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金

イ. 「被保険者」が「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金として「当会社」が認定した金額（ただし、当該損害賠償金の額およびその合理性が客観的に確認できる資料、その他「当会社」が必要とする情報を「被保険者」が提出することを条件とし、「当会社」は、当該認定に必要な情報を収集する義務を負わないものとします。）

ただし、当該「損害賠償請求」に関連して当該「関連会社」に生じた費用（当該「損害賠償請求」の防御に要する費用

を含みますが、これに限りません。) に対する法律上の損害賠償金を除きます。

⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限ります。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員

オ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「企業情報漏洩」を請求の理由として、イ. またはウ. に該当する「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑬ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 回収および廃棄に伴う費用（漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を含みます。）

キ. 「被保険者」による「対象業務」の実施に対する報酬

ク. 恐喝金または日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

⑭ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」および「子会社」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。）をいいます。

⑮ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間に「発覚」した「企業情報漏洩」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

⑯ 「第三者」

「被保険者」および「関連会社」を除く法人および個人をいいます。

⑰ 「不当な行為」

「企業情報漏洩」をいいます。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「関連会社」

直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、「保険契約者」が他の法人に対して、または他の法人が「保険契約者」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合の、当該他の法人をいいます。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

エ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）およびその他の国、地域、法域、行政区域のいかんを問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社

② 「企業情報」

「被保険者」が「対象業務」に係わり所有、使用または管理する、契約上または法的な保護の対象となる、一般に公開されていない「第三者」の情報（企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。）をいいます（ただし、「個人情報」を除きます）。

③ 「企業情報漏洩」

「企業情報」の漏洩（「企業情報」を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。）をいいます（ただし、刑事告発および公益通報を除きます）。

#### ④ 「発覚」

「企業情報漏洩」について、次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に「発覚」したまたは「発覚」があったとみなします。

ア. 第三者（「関連会社」を含みます。）から「被保険者」に対して通報されたこと。

イ. 「被保険者」（ただし、故意または過失により「企業情報漏洩」を生じせしめた者を除きます。）が「企業情報漏洩」を認識したこと。

ウ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体により報道されたこと。

エ. インターネット掲示板への書き込み等「第三者」により公表されたこと。

#### ⑤ 「個人情報」

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）。なお、電磁的記録とは、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。

イ. 「個人識別符号」が含まれるもの

#### ⑥ 「個人識別符号」

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。

ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

#### ⑦ 「コンピュータシステム等」

コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信システム、電子デバイス（スマートフォン、ラップトップ、タブレットおよびウェアラブルデバイスを含みますが、これらに限りません。）、サーバ、クラウド基盤およびマイクロコントローラ（これらに類似のシステムおよびこれらの構成を含み、また、これらに関連する入力装置、出力装置、データ記憶装置、ネットワーク機器およびバックアップ設備を含みます。）をいいます。

#### ⑧ 「国家関与型サイバー攻撃」

主権国家により、主権国家の指示により、または主権国家の管理の下で、「コンピュータシステム等」を使用して行われる、次のいずれかをいいます。

ア. 「コンピュータシステム等」を混乱させ、「コンピュータシステム等」へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」の機能を低下させること。

イ. 「コンピュータシステム等」内の情報を複製、削除もしくは操作し、「コンピュータシステム等」内の情報へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」内の情報を破壊すること。

#### ⑨ 「必要不可欠なサービス」

国家の重要な機能の維持に不可欠なサービス（そのサービスを提供する主体が国家か、国家の下部組織か、民間企業かを問いません。）をいい、国防、法執行、エネルギー、電気通信サービス、インフラ、医療サービス、公共サービス、緊急サービス、輸送サービスならびに金融システム（銀行および金融市場のインフラを含みます。）の維持、運営および規制に必要なサービスを含みますが、これらに限りません。

#### ⑩ 「被害国家」

「国家関与型サイバー攻撃」によって次のいずれかの重大な悪影響を受けた主権国家をいいます。

ア. その主権国家の「必要不可欠なサービス」の利用可能性もしくは完全性が著しく損なわれたことまたはその提供が中断されたことによる、その主権国家の機能への重大な悪影響

イ. その主権国家の安全保障または防衛への重大な悪影響

ただし、「被保険者」のみに影響する単独または一連の攻撃によりこれらの重大な悪影響を受けた場合を除きます。

#### ⑪ 「戦争」

- 物理的な武力を伴う武力紛争のうち、次のいずれかに該当するものをいい、宣戦布告されているか否かを問いません。
- ア. 主権国家が他の主権国家に対して行うもの
  - イ. 内戦、反乱、革命、暴動、軍事行動または権力の篡奪の一環として行われるもの

#### 第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）②、③、⑨および⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。
- ② 身体の障害・財物の損壊
    - ア. 「身体の障害」に起因する「損害賠償請求」
    - イ. 「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」（ただし、この免責事由は、財物の紛失または盗難に起因して生じた「企業情報漏洩」に対する「損害賠償請求」には適用しません。）
  - ③ 契約上加重された責任・保証
    - ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」
    - イ. 保証に起因する「損害賠償請求」
    - ウ. 「対象業務」の履行遅滞または履行不能に起因する「損害賠償請求」
  - ⑨ 犯罪行為・故意
    - ア. 「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「損害賠償請求」
    - イ. 「従業員」または「保険契約者」もしくは「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」もしくは「子会社」に派遣された派遣社員の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因して当該「従業員」または派遣社員に対してなされた「損害賠償請求」  
これらの場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。
  - ⑭ 保険適用地域
    - 日本国外においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」または日本国外で取得した判決に基づく「損害賠償請求」
- (2) 「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。
- ① 株主代表訴訟
    - 株主代表訴訟による「損害賠償請求」
  - ② 既存の発覚
    - 「保険期間」の開始日前に「発覚」した「企業情報漏洩」に起因する「損害賠償請求」
  - ③ サービスの中断
    - 「被保険者」が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと（これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。）に起因する「損害賠償請求」
  - ④ 労働者派遣事業
    - 「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」
  - ⑤ 第三者提供
    - 「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）が第三者（「関連会社」を含みます。以下、本号において同じとします。）に「企業情報」を提供し、または第三者に「企業情報」の取扱いを委託したことが「企業情報漏洩」に該当するとしてなされた「損害賠償請求」
  - ⑥ 知的財産権
    - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の使用許諾違反、侵害または不正使用に起因する「損害賠償請求」
- (3) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑥、⑩および⑮の規定は適用しません。
- (4) 「当会社」は、次の各号に掲げる事由に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

- ① 「戦争」
- ② 「戦争」の過程または「戦争」の直接的な準備として行われた「国家関与型サイバー攻撃」
- ③ 「被害国家」を生じさせた「国家関与型サイバー攻撃」

ただし、本項③の免責事由は、「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーが所有する、または「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーに賃貸されている「コンピュータシステム等」のうち、物理的には「被害国家」に所在していないものの「国家関与型サイバー攻撃」の影響を受けるものに対する「国家関与型サイバー攻撃」によって受けた影響については、適用しません。

(5) この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、「当会社」または「当会社」の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合（EU）、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、「当会社」は、当該補償を提供していないものとみなし、この保険契約において当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

#### 第6条（損害賠償請求の通知）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第20条（損害賠償請求の通知）（4）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由（以下「保険金支払事由」といいます。）が発生した場合は、その後に「被保険者」に対してなされ（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「当会社」に通知された「損害賠償請求」のうち、当該「保険金支払事由」に起因する「損害賠償請求」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において、「被保険者」に対してなされ、「当会社」に通知されたものとみなします。

#### 第7条（損害の発生および拡大の防止）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

#### 第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## サイバー攻撃対応費用特約

#### 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約に適用します。

#### 第2条（拡張担保—サイバー攻撃対応費用）

(1) 「当会社」は、「保険期間」中に最初に「発覚」した「セキュリティ事故」に起因して「被保険者」が負担する「サイバー攻撃対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、当該「セキュリティ事故」が最初に「発覚」した日からその日を含めて30日以内に「サイバー攻撃対応コンサルティング」が発注されることを条件とし、かつ、当該「サイバー攻撃対応コンサルティング」に着手した日からその日を含めて90日以内に発生した「サイバー攻撃対応費用」に限ります。

(2) 「当会社」は、「サイバー攻撃対応費用」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

(3) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、次に記載する金額を限度とします。なお、「サイバー攻撃対応費用」は、「損害」に含まれるものとし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

「保険期間」中：1,500万円（ただし、「支払限度額」を限度とします。）

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

#### ① 「発覚」

次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に「発覚」したまたは「発覚」があったとみなします。

ア. 公的機関（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）または「コンピュータシステム」のセキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決済代行会社、「保険契約者」もしくは「子会社」の取引先等から通報または報告があった場合など、第三者（「関連会社」を含みます。）から「被保険者」に対して「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることが通報または報告されたこと。ただし、その通報または報告に基づいて「セキュリティ事故」が発生したことが合理的に推察できる場合に限り、

イ. 「被保険者」が「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることを認識し、次のいずれかの対応を行ったこと。

（ア）「被保険者」が、ホームページまたは新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体において「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることについて公表すること。

（イ）「被保険者」が、「セキュリティ事故」について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第9条の規定に基づき、公的機関に対して、援助を受けたい旨を申し出ること。

（ウ）「被保険者」が、「セキュリティ事故」について、書面により警察署に被害届を提出すること。

ウ. 「セキュリティ事故」が発生したこと、またはそのおそれがあることについて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により報道されたこと。

#### ② 「セキュリティ事故」

「コンピュータシステム」に対する「不正アクセス・不正使用」、「DoS攻撃」または悪性コードの送付をいいます。

#### ③ 「コンピュータシステム」

「被保険者」が「対象業務」のために所有または使用（「被保険者」にリースされている場合を含みます。）する、次に掲げるものをいいます。

ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されている、コンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント

イ. 産業制御システム（監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。）の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント

ウ. 「保険契約者」もしくは「子会社」の代表者、パートナー、役員もしくは理事または「従業員」が「対象業務」のために使用する私物のデバイス（ただし、当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそれらのコンポーネントのいずれかまたはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限り、）

ただし、「保険契約者」または「子会社」がIT事業者の場合、「コンピュータシステム」には、当該「保険契約者」または「子会社」が保守、運用または管理する顧客のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネントを含みません。

#### ④ 「不正アクセス・不正使用」

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条4項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。

ア. 他人のIDやパスワードなどをネットワークを経由して「コンピュータシステム」に入力することで、他人になりすましてアクセスする行為

イ. 「コンピュータシステム」の安全対策上の不備（セキュリティ・ホール等をいいます。）を利用してネットワークを経由してアクセスする行為

#### ⑤ 「DoS攻撃」

ネットワークを経由して「コンピュータシステム」に不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。

#### ⑥ 「サイバー攻撃対応費用」

次に掲げるものをいいます。

ア. 「サイバー攻撃対応コンサルティング」に対して「被保険者」が支払う報酬で、「当会社」が妥当かつ必要であると認められたもの

イ. 「セキュリティ対策コンサルティング」に対して「被保険者」が支払う報酬で、「当会社」が妥当かつ必要であると認められたもの

⑦ 「サイバー攻撃対応コンサルティング」

「セキュリティコンサルティング機関」が、「セキュリティ事故」の悪影響を管理および最小化する目的で「被保険者」に提供する、次のセキュリティコンサルティングサービスをいいます。

ア. 「セキュリティ事故」の被害状況の把握

イ. 「セキュリティ事故」の証拠保全および被害拡大防止対応（「セキュリティ事故」の再発を防止するためのセキュリティ強化の対応を除きます。）

ウ. イ. の結果保全された証拠の調査

⑧ 「セキュリティコンサルティング機関」

「当会社」が承認する、「セキュリティ事故」の悪影響を管理および最小化するための機関（ただし、「被保険者」を除きます。）をいいます。

⑨ 「セキュリティ対策コンサルティング」

「サイバー攻撃対応コンサルティング」を行う「セキュリティコンサルティング機関」が、「セキュリティ事故」の再発を防止するためのセキュリティ対策に関して「被保険者」に助言を提供するコンサルティングサービスをいいます。

#### 第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 「当会社」は、次の各号に掲げる「セキュリティ事故」に起因する「サイバー攻撃対応費用」に対しては、保険金を支払いません。

① 犯罪行為・故意

「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限りません。）に起因する「セキュリティ事故」

この場合、「被保険者」は、当該「セキュリティ事故」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

② 既存の発覚

「保険期間」の開始日前に「発覚」した「セキュリティ事故」

③ 財物の損壊

「財物の損壊」に起因する「セキュリティ事故」

④ 火災、自然災害等

火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雹、天災その他の自然現象（どのように発生するかを問いません。）に起因する「セキュリティ事故」

(2) 「当会社」は、「コンピュータシステム」を修復もしくは復旧する費用、「セキュリティ事故」が発生する以前の状態よりも高い水準に「コンピュータシステム」をアップデート、アップグレードもしくは交換する費用または「コンピュータシステム」のソフトウェアのエラーもしくは脆弱性の除去に要する費用に対しては、保険金を支払いません。

#### 第5条（セキュリティ事故の通知）

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「セキュリティ事故」が「発覚」した場合は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、「保険期間」中に、「当会社」に書面で通知しなければなりません。

① 「セキュリティ事故」が「発覚」した日およびその日が特定できる事実

② 「セキュリティ事故」の内容

③ 「他の保険契約」の有無および内容（既に「他の保険契約」から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）

④ その他「当会社」が必要と認める事項

(2) 「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由なく前項の義務に違反した場合は、「当会社」は、それによって「当会社」が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 「被保険者」が、「セキュリティ事故」につき（1）の規定に従い「当会社」に通知した場合は、当該通知の対象となった「セキュリティ事故」が「発覚」した日より60日以内に「発覚」したすべての「セキュリティ事故」は、その発生または「発覚」の時もしくは場所、「セキュリティ事故」を発生させた者の別を問わず、当該通知の対象となった「セキュリティ事故」が「発覚」した日にすべて「発覚」したものとみなします。

(4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由（以下「保険金支払事由」といいます。）が発生した場合は、その後に「発覚」し（「保険期間」中に「発覚」したか否かを問いません。）、「当会社」に通知された「セキュリティ

事故」のうち、当該「保険金支払事由」と同一の原因に起因するすべての「セキュリティ事故」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において「発覚」し、「当会社」に通知されたものとみなします。

## 第6条（読替規定）

(1) この特約においては、次のとおり「普通約款」を読み替えて適用します。

- ① 第7条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険料領収前になされた「損害賠償請求」とあるのは、「保険料領収前に「発覚」した「セキュリティ事故」」
- ② 第8条（告知義務）（3）③の規定中「「損害賠償請求」がなされる前に」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」する前に」
- ③ 第8条（告知義務）（5）の規定中「「損害賠償請求」がなされた後に」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した後に」
- ④ 第8条（告知義務）（6）の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
- ⑤ 第9条（通知義務）（4）の規定中「「損害賠償請求」がなされた後」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した後」、同項の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
- ⑥ 第9条（通知義務）（5）および（6）の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
- ⑦ 第14条（重大事由による保険契約の解除）（3）の規定中「「損害賠償請求」がなされた後」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した後」、同項の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
- ⑧ 第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（5）および（7）の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
- ⑨ 第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の規定中「「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した場合」
- ⑩ 第27条（保険金の請求）（3）の規定中「「損害賠償請求」とあるのは、「「セキュリティ事故」」
- ⑪ 第28条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「申し立てられている「不当な行為」、「損害賠償請求」がなされた状況」とあるのは、「「セキュリティ事故」の内容、「セキュリティ事故」が「発覚」した状況」、同項③の規定中「申し立てられている「不当な行為」とあるのは、「「セキュリティ事故」」
- ⑫ 第28条（保険金の支払時期）（2）⑤の規定中「同一もしくは関連する「不当な行為」とあるのは、「同一の「セキュリティ事故」」
- ⑬ 第32条（代位）（4）の規定中「「損害賠償請求」とあるのは、「「セキュリティ事故」」

(2) この特約においては、個人情報漏洩特約第4条（用語の定義）（1）㉑の規定中「個人情報漏洩」とあるのは「セキュリティ事故」と読み替えて適用します。

## 第7条（普通約款等との関係）

- (1) この特約の支払対象となる「サイバー攻撃対応費用」が、この保険契約に付帯される危機管理コンサルティング費用特約、危機管理実行費用特約またはデータ復元費用特約においても支払対象となる場合には、この特約で支払われる保険金を優先して支払います。
- (2) この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# サイバー攻撃対応費用倍額支払特約

## 第1条（特約の適用）

この特約は、サイバー攻撃対応費用特約に適用します。

## 第2条（拡張担保－サイバー攻撃対応費用）

この特約の適用にあたっては、サイバー攻撃対応費用特約第2条（拡張担保－サイバー攻撃対応費用）（1）および（3）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「当会社」は、「保険期間」中に最初に「発覚」した「セキュリティ事故」に起因して「被保険者」が負担する「サイバー攻撃対応費用」に対して、保険金を支払います。ただし、当該「セキュリティ事故」が最初に「発覚」した日からその日を含め

て30日以内に「サイバー攻撃対応コンサルティング」が発注されることを条件とし、かつ、当該「サイバー攻撃対応コンサルティング」に着手した日からその日を含めて180日以内に発生した「サイバー攻撃対応費用」に限ります。

(3)「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、次に記載する金額を限度とします。なお、「サイバー攻撃対応費用」は、「損害」に含まれるものとし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

「保険期間」中：3,000万円（ただし、「支払限度額」を限度とします。）

### 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## データ復元費用特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約に適用します。

### 第2条（拡張担保—データ復元費用）

(1)「当会社」は、「保険期間」中に最初に「発覚」した「セキュリティ事故」に起因して「被保険者」が負担する「データ復元費用」に対して、保険金を支払います。

(2)「当会社」は、「データ復元費用」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

(3)「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、次に記載する金額を限度とします。なお、「データ復元費用」は、「損害」に含まれるものとし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

「保険期間」中：1,000万円（ただし、「支払限度額」を限度とします。）

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

#### ① 「発覚」

次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に「発覚」したまたは「発覚」があったとみなします。

ア. 公的機関（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）または「コンピュータシステム」のセキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決済代行会社、「保険契約者」もしくは「子会社」の取引先等から通報または報告があった場合など、第三者（「関連会社」を含みます。）から「被保険者」に対して「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることが通報または報告されたこと。ただし、その通報または報告に基づいて「セキュリティ事故」が発生したことが合理的に推察できる場合に限りします。

イ. 「被保険者」が「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることを認識し、次のいずれかの対応を行ったこと。

(ア)「被保険者」が、ホームページまたは新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体において「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることについて公表すること。

(イ)「被保険者」が、「セキュリティ事故」について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第9条の規定に基づき、公的機関に対して、援助を受けたい旨を申し出ること。

(ウ)「被保険者」が、「セキュリティ事故」について、書面により警察署に被害届を提出すること。

ウ. 「セキュリティ事故」が発生したこと、またはそのおそれがあることについて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により報道されたこと。

#### ② 「セキュリティ事故」

「コンピュータシステム」に対する「不正アクセス・不正使用」、「DoS攻撃」または悪性コードの送付をいいます。

#### ③ 「コンピュータシステム」

「被保険者」が「対象業務」のために所有または使用（「被保険者」にリースされている場合を含みます。）する、次に掲げるものをいいます。

ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて

結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されている、コンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント

イ. 産業制御システム(監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。)の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント

ウ. 「保険契約者」もしくは「子会社」の代表者、パートナー、役員もしくは理事または「従業員」が「対象業務」のために使用する私物のデバイス(ただし、当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそれらのコンポーネントのいずれかまたはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限り)。

ただし、「保険契約者」または「子会社」がIT事業者の場合、「コンピュータシステム」には、当該「保険契約者」または「子会社」が保守、運用または管理する顧客のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネントを含みません。

#### ④ 「不正アクセス・不正使用」

不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)第2条4項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。

ア. 他人のIDやパスワードなどをネットワークを経由して「コンピュータシステム」に入力することで、他人になりすましてアクセスする行為

イ. 「コンピュータシステム」の安全対策上の不備(セキュリティ・ホール等をいいます。)を利用してネットワークを経由してアクセスする行為

#### ⑤ 「DoS攻撃」

ネットワークを経由して「コンピュータシステム」に不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。

#### ⑥ 「データ」

電磁的に記録された、デジタル形式のまたはデジタル化された情報または媒体をいいます。ただし、有体物を除きます。

#### ⑦ 「データ復元費用」

次の目的のために「被保険者」が負担する費用で、「当会社」が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。

ア. 滅失、毀損、損壊または破損した「データ」の復元、補修、回復または再作成が可能かどうかの判断

イ. 滅失、毀損、損壊または破損した「データ」を実質的に「セキュリティ事故」の直前の状態に復元、再作成、補修または回復すること(バックアップから「データ」を復元する費用または物理的記録から「データ」を再作成する費用を含みます)。

ウ. 「セキュリティ事故」が発生した時点で「被保険者」が使用許諾されていたソフトウェアのリロードおよびカスタマイズの再実行

ただし、「データ復元費用」には、次に掲げるものを含みません。

(ア) 恐喝金または日本国および「セキュリティ事故」が発生した管轄地において法令上保険が適用できない費用

(イ) 原因調査に要する費用

(ウ) 「セキュリティ事故」の被害状況の把握、証拠保全または被害拡大防止対応に要する費用

(エ) 「被保険者」の賃金、給付金および内部諸経費

(オ) サーバ、パソコンその他の機器の購入費用

### 第4条(保険金を支払わない場合)

「当会社」は、次の各号に掲げる「セキュリティ事故」に起因する「データ復元費用」に対しては、保険金を支払いません。

#### ① 犯罪行為・故意

「被保険者」(「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。)の犯罪行為または故意(裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り)に起因する「セキュリティ事故」

この場合、「被保険者」は、当該「セキュリティ事故」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

#### ② 既存の発覚

「保険期間」の開始日前に「発覚」した「セキュリティ事故」

#### ③ 財物の損壊

「財物の損壊」に起因する「セキュリティ事故」

#### ④ 火災、自然災害等

火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雹、天災その他の自然現象（どのように発生するかを問いません。）に起因する「セキュリティ事故」

#### 第5条（セキュリティ事故の通知）

- (1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「セキュリティ事故」が「発覚」した場合は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、「保険期間」中に、「当会社」に書面で通知しなければなりません。
- ① 「セキュリティ事故」が「発覚」した日およびその日が特定できる事実
  - ② 「セキュリティ事故」の内容
  - ③ 「他の保険契約」の有無および内容（既に「他の保険契約」から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）
  - ④ その他「当会社」が必要と認める事項
- (2) 「保険契約者」または「被保険者」が、正当な理由なく前項の義務に違反した場合は、「当会社」は、それによって「当会社」が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 「被保険者」が、「セキュリティ事故」につき（1）の規定に従い「当会社」に通知した場合は、当該通知の対象となった「セキュリティ事故」が「発覚」した日より60日以内に「発覚」したすべての「セキュリティ事故」は、その発生または「発覚」の時もしくは場所、「セキュリティ事故」を発生させた者の別を問わず、当該通知の対象となった「セキュリティ事故」が「発覚」した日にすべて「発覚」したものとみなします。
- (4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由（以下「保険金支払事由」といいます。）が発生した場合は、その後に「発覚」し（「保険期間」中に「発覚」したか否かを問いません。）、「当会社」に通知された「セキュリティ事故」のうち、当該「保険金支払事由」と同一の原因に起因するすべての「セキュリティ事故」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において「発覚」し、「当会社」に通知されたものとみなします。

#### 第6条（読替規定）

- (1) この特約においては、次のとおり「普通約款」を読み替えて適用します。
- ① 第7条（保険責任の始期および終期）（3）の規定中「保険料領収前になされた「損害賠償請求」とあるのは、「保険料領収前に「発覚」した「セキュリティ事故」」
  - ② 第8条（告知義務）（3）③の規定中「「損害賠償請求」がなされる前に」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」する前に」
  - ③ 第8条（告知義務）（5）の規定中「「損害賠償請求」がなされた後に」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した後に」
  - ④ 第8条（告知義務）（6）の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
  - ⑤ 第9条（通知義務）（4）の規定中「「損害賠償請求」がなされた後」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した後」、同項の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
  - ⑥ 第9条（通知義務）（5）および（6）の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
  - ⑦ 第14条（重大事由による保険契約の解除）（3）の規定中「「損害賠償請求」がなされた後」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した後」、同項の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
  - ⑧ 第17条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（5）および（7）の規定中「なされた「損害賠償請求」とあるのは、「「発覚」した「セキュリティ事故」」
  - ⑨ 第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の規定中「「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合」とあるのは、「「セキュリティ事故」が「発覚」した場合」
  - ⑩ 第27条（保険金の請求）（3）の規定中「「損害賠償請求」とあるのは、「「セキュリティ事故」」
  - ⑪ 第28条（保険金の支払時期）（1）①の規定中「申し立てられている「不当な行為」、「損害賠償請求」がなされた状況」とあるのは、「「セキュリティ事故」の内容、「セキュリティ事故」が「発覚」した状況」、同項③の規定中「申し立てられている「不当な行為」」とあるのは、「「セキュリティ事故」」
  - ⑫ 第28条（保険金の支払時期）（2）⑤の規定中「同一もしくは関連する「不当な行為」とあるのは、「同一の「セキュリティ事故」」
  - ⑬ 第32条（代位）（4）の規定中「「損害賠償請求」とあるのは、「「セキュリティ事故」」
- (2) この特約においては、個人情報漏洩特約第4条（用語の定義）（1）㉑の規定中「個人情報漏洩」とあるのは「セキュリティ事故」と読み替えて適用します。

## 第7条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# セキュリティ賠償責任特約

## 第1条（特約の適用）

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に適用します。

## 第2条（当会社の支払責任）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第1条（当会社の支払責任）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。

### ① セキュリティ事故

「当会社」は、「セキュリティ事故」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

### ② 防御

「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。

(2) 「当会社」は、「セキュリティ事故」が、「初年度特約開始日」以降に「発覚」し、「対象業務」に係わる場合にのみ、「普通約款」およびこの特約の規定に従い、保険金を支払います。

(3) (1) ①の規定により、「第三者」が支出した「見舞金・見舞品費用」に対して「被保険者」が負担する「損害賠償金」（1「被害者」につき500円を限度とします。以下「見舞金等の損害賠償金」といいます。）に対して「当会社」が支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、次に掲げる金額を限度とし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

① 「支払限度額」が3億円未満の場合 「支払限度額」または5,000万円のいずれか低い額

② 「支払限度額」が3億円以上の場合 「支払限度額」の10分の2または1億円のいずれか低い額

(4) (1) ①の規定により「当会社」が「見舞金等の損害賠償金」に対して支払う保険金の合計額と、この保険契約に付帯される個人情報漏洩特約第2条（当会社の支払責任）(1) ①の規定により「当会社」が「見舞金等の損害賠償金」（同特約の定義に従うものとします。）に対して支払う保険金の合計額との合算額は、「保険期間」を通じて、前項に掲げる金額を限度とします。

## 第3条（拡張担保—適用除外）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第4条（拡張担保—紛失書類）の規定は、適用しません。

## 第4条（用語の定義）

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）⑤、⑫、⑯、㉒、㉓、⑳および㉔の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ⑤ 「損害賠償金」

「被保険者」に対する判決または「当会社」が「被保険者」もしくは「保険契約者」の同意を得て承認した和解に基づいて「被保険者」が「第三者」および「被害者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。「被保険者」に対してなされ「当会社」に通知されたのであればこの保険契約で保険金が支払われる「損害賠償請求」が、「関連会社」に対してなされたことにより（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「被保険者」が当該「関連会社」に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、「損害賠償金」には、「被保険者」が当該「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金を含みます。ただし、当該「損害賠償請求」に関連して当該「関連会社」に生じた費用（当該「損害賠償請求」の防御に要する費用を含みますが、これに限りません。）に対する法律上の損害賠償金を除きます。

### ⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限りです。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事  
ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員

オ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「セキュリティ事故」に起因して、イ. またはウ. に該当する「被保険者」が負担する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑩ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 回収および廃棄に伴う費用（漏洩した情報を回収または廃棄したことにより生じる費用を含みます。）

キ. 「被保険者」による「対象業務」の実施に対する報酬

ク. 恐喝金または日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

⑫ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」および「子会社」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。）をいいます。

⑭ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間に「発覚」した「セキュリティ事故」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

⑯ 「第三者」

「被保険者」および「関連会社」を除く法人および個人をいいます。

⑰ 「不当な行為」

「セキュリティ事故」をいいます。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「関連会社」

直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、「保険契約者」が他の法人に対して、または他の法人が「保険契約者」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合の、当該他の法人をいいます。

ア. 取締役会の構成を支配していること。

イ. 議決権の過半数を支配していること。

ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

エ. 会社法（平成17年法律第86号）およびその他の国、地域、法域、行政区域のいかんを問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社

② 「企業情報」

「被保険者」が「対象業務」に係わり所有、使用または管理する、契約上または法的な保護の対象となる、一般に公開されていない「第三者」の情報（企業秘密、データ、設計、予測、公式、慣行、プロセス、記録、レポートおよび文書を含みます。）をいいます（ただし、「個人情報」を除きます）。

③ 「企業情報漏洩」

「企業情報」の漏洩（「企業情報」を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。）をいいます（ただし、刑事告発および公益通報を除きます）。

④ 「個人情報」

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）。なお、電磁的記録とは、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。）で作られる記録をいいます。

イ. 「個人識別符号」が含まれるもの

⑤ 「個人識別符号」

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。

ア. 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ. 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

⑥ 「個人情報漏洩」

「被保険者」が「対象業務」に係わり所有、使用または管理する「個人情報」の漏洩（「個人情報」を含んだ媒体の紛失または盗難・詐取により漏洩したおそれのある場合を含みます。）をいいます。

⑦ 「コンピュータシステム」

「被保険者」が「対象業務」のために所有、使用または管理（「被保険者」にリースされている場合を含みます。）する、次に掲げるものをいいます。

ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されている、コンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント

イ. 産業制御システム（監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。）の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント

ウ. 「保険契約者」もしくは「子会社」の代表者、パートナー、役員もしくは理事または「従業員」が「対象業務」のために使用する私物のデバイス（ただし、当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそれらのコンポーネントのいずれかまたはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限り。）

エ. サービスプロバイダーと「保険契約者」または「子会社」との書面による契約に基づいて、当該「保険契約者」または「子会社」が使用し、当該サービスプロバイダーが運営しているクラウドサービスまたはその他のホスティングされたコンピュータリソース

⑧ 「初年度特約開始日」

「保険契約者」が最初に付帯したこの特約の開始日（ただし、この特約が「保険期間」の開始日までの間、「当会社」との間で中断されることなく継続的に更新されていた場合に限り。）をいいます。「保険契約者」が過去にこの特約の付帯を中断した後に、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯したこの特約を「保険契約者」が最初に付帯したこの特約とみなします。ただし、「保険契約者」が、この特約を付帯する直前まで「当会社」と業務過誤賠償責任保険以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特約で補償対象とする「損害賠償請求」と同様の保険事故を補償対象としているときは、その保険契約の保険期間の開始日（ただし、その保険契約が継続契約である場合は、保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約の保険期間の開始日とします。）を「初年度特約開始日」とします。

⑨ 「セキュリティ事故」

「コンピュータシステム」に対する「不正アクセス・不正使用」、「DoS 攻撃」または悪性コードの送付をいいます。

⑩ 「DoS 攻撃」

ネットワークを経由して「コンピュータシステム」に不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。

⑪ 「発覚」

次のいずれかをいいます。なお、次のいずれかのことが最初になされた時に「発覚」したまたは「発覚」があったとみなします。

ア. 公的機関（不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）または「コンピュータシステム」のセキュリティ運用管理会社、クレジットカード会社、決済代行会社、「保険契約者」もしくは「子会社」の取引先等から通報または報告があった場合など、第三者（「関連会社」を含みます。）か

ら「被保険者」に対して「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることが通報または報告されたこと。  
イ。「被保険者」が「セキュリティ事故」が発生した、またはそのおそれがあることを認識したこと。

ウ。「セキュリティ事故」が発生したこと、またはそのおそれがあることについて、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他類似の媒体により報道されたこと。

⑫ 「不正アクセス・不正使用」

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条 4 項に定める行為をいい、次のいずれかをいいます。

ア. 他人の ID やパスワードなどをネットワークを経由して「コンピュータシステム」に入力することで、他人になりすましてアクセスする行為

イ. 「コンピュータシステム」の安全対策上の不備（セキュリティ・ホール等をいいます。）を利用してネットワークを経由してアクセスする行為

⑬ 「見舞金・見舞品費用」

「被害者」に対して、謝罪のために支払う金銭または送付する見舞品（「被保険者」のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や「被保険者」のみが提供可能なサービス、商品等を除きます。）に係る費用をいいます。ただし、「見舞金・見舞品費用」は 1 「被害者」につき 500 円を限度とし、「当会社」が妥当かつ必要と認めたものに限りま

⑭ 「被害者」

自らの「個人情報」を不正に取得された個人をいいます。

⑮ 「コンピュータシステム等」

コンピュータ、ハードウェア、ソフトウェア、通信システム、電子デバイス（スマートフォン、ラップトップ、タブレットおよびウェアラブルデバイスを含みますが、これらに限りません。）、サーバ、クラウド基盤およびマイクロコントローラ（これらに類似のシステムおよびこれらの構成を含み、また、これらに関連する入力装置、出力装置、データ記憶装置、ネットワーク機器およびバックアップ設備を含みます。）をいいます。

⑯ 「国家関与型サイバー攻撃」

主権国家により、主権国家の指示により、または主権国家の管理の下で、「コンピュータシステム等」を使用して行われる、次のいずれかをいいます。

ア. 「コンピュータシステム等」を混乱させ、「コンピュータシステム等」へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」の機能を低下させること。

イ. 「コンピュータシステム等」内の情報を複製、削除もしくは操作し、「コンピュータシステム等」内の情報へのアクセスを拒否し、または「コンピュータシステム等」内の情報を破壊すること。

⑰ 「必要不可欠なサービス」

国家の重要な機能の維持に不可欠なサービス（そのサービスを提供する主体が国家か、国家の下部組織か、民間企業かを問いません。）をいい、国防、法執行、エネルギー、電気通信サービス、インフラ、医療サービス、公共サービス、緊急サービス、輸送サービスならびに金融システム（銀行および金融市場のインフラを含みます。）の維持、運営および規制に必要なサービスを含みますが、これらに限りません。

⑱ 「被害国家」

「国家関与型サイバー攻撃」によって次のいずれかの重大な悪影響を受けた主権国家をいいます。

ア. その主権国家の「必要不可欠なサービス」の利用可能性もしくは完全性が著しく損なわれたことまたはその提供が中断されたことによる、その主権国家の機能への重大な悪影響

イ. その主権国家の安全保障または防衛への重大な悪影響

ただし、「被保険者」のみに影響する単独または一連の攻撃によりこれらの重大な悪影響を受けた場合を除きます。

⑲ 「戦争」

物理的な武力を伴う武力紛争のうち、次のいずれかに該当するものをいい、宣戦布告されているか否かを問いません。

ア. 主権国家が他の主権国家に対して行うもの

イ. 内戦、反乱、革命、暴動、軍事行動または権力の篡奪の一環として行われるもの

## 第 5 条（保険金を支払わない場合）

（1）この特約の適用にあたっては、「普通約款」第 6 条（保険金を支払わない場合）②、③、⑥、⑨および⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

② 身体の障害・財物の損壊

「身体の障害」または「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」

③ 契約上加重された責任・保証

- ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」
- イ. 保証に起因する「損害賠償請求」
- ウ. 「対象業務」の履行遅滞または履行不能に起因する「損害賠償請求」

⑥ インフラ

- ア. 人工衛星の障害に起因する「損害賠償請求」
- イ. 「保険契約者」または「子会社」の管理下でないインフラの電氣的または機械的障害（電力供給の中断、サージ、電圧低下、停電および電話回線、データ伝送回線その他の電気通信またはネットワークインフラの障害を含みます。）に起因する「損害賠償請求」（ただし、インフラの電氣的または機械的障害によって引き起こされる、「被保険者」の「義務違反」による「セキュリティ事故」に起因する場合は、この免責事由を適用しません。）

⑨ 犯罪行為・故意

- ア. 「被保険者」（「従業員」および「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「損害賠償請求」
- イ. 「従業員」または「保険契約者」もしくは「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき「保険契約者」もしくは「子会社」に派遣された派遣社員の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因して当該「従業員」または派遣社員に対してなされた「損害賠償請求」  
これらの場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

⑭ 保険適用地域

日本国外においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」または日本国外で取得した判決に基づく「損害賠償請求」

(2) 「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

① 既存のセキュリティ事故

- ア. 「保険期間」の開始日前に「発覚」した「セキュリティ事故」に起因する「損害賠償請求」
- イ. 「保険期間」の開始日において、「被保険者」が「セキュリティ事故」の発生もしくはそのおそれの原因が既に存在していることを知っていた場合または知ることができたと合理的に推定できる場合における、その原因に起因する「セキュリティ事故」に起因する「損害賠償請求」

② 政府機関または公的機関

政府機関または公的機関の命令によるコンピュータシステムの差押え、没収または国有化に起因する「損害賠償請求」

③ 火災、自然災害等

火災、煙、爆発、落雷、風、水、洪水、地震、噴火、高潮、地滑り、雹、天災その他の自然現象（どのように発生するかを問いません。）に起因する「損害賠償請求」

④ 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権の使用許諾違反、侵害または不正使用に起因する「損害賠償請求」

⑤ 情報漏洩

「個人情報漏洩」または「企業情報漏洩」に起因する「損害賠償請求」

⑥ トレーディング

金融商品取引（先物、オプションおよびその他派生商品の取引を含み、金融リスクのヘッジ目的であるか否かを問いません。）に起因する「損害賠償請求」

⑦ 金銭的価値

次のア. または、イに掲げる事由から生じる現金または通貨代替物（電子通貨、暗号資産（仮想通貨）など金銭的価値を交換する手段を含みます。以下、本号において同様とします。）の実際の金銭的価値についての「損害賠償請求」

ア. 「被保険者」からの当該現金または通貨代替物の窃取

イ. 「被保険者」の口座（預金口座、引落口座、前払口座および証券会社における口座を含みます。以下、本号において同様とします。）または「被保険者」による管理の下にある口座との間での当該現金または通貨代替物の移転または減失

⑧ 株主代表訴訟

株主代表訴訟による「損害賠償請求」

(3) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑮の規定は適用しません。

(4) 「当会社」は、次の各号に掲げる事由に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

- ① 「戦争」
- ② 「戦争」の過程または「戦争」の直接的な準備として行われた「国家関与型サイバー攻撃」
- ③ 「被害国家」を生じさせた「国家関与型サイバー攻撃」

ただし、本項③の免責事由は、「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーが所有する、または「被保険者」もしくはその第三者サービスプロバイダーに賃貸されている「コンピュータシステム等」のうち、物理的には「被害国家」に所在していないものの「国家関与型サイバー攻撃」の影響を受けるものに対する「国家関与型サイバー攻撃」によって受けた影響については、適用しません。

(5) この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、「当会社」または「当会社」の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合（EU）、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、「当会社」は、当該補償を提供していないものとみなし、この保険契約において当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

## 第6条（損害賠償請求の通知）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第20条（損害賠償請求の通知）（4）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(4) この保険契約に付帯される他の特約において保険金の支払の原因となる事由（以下「保険金支払事由」といいます。）が発生した場合は、その後に「被保険者」に対してなされ（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「当会社」に通知された「損害賠償請求」のうち、当該「保険金支払事由」に起因する「損害賠償請求」は、当該「保険金支払事由」が発生した時において、「被保険者」に対してなされ、「当会社」に通知されたものとみなします。

## 第7条（損害の発生および拡大の防止）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

(1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

## 第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# 労働者派遣事業賠償責任特約

## 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約、危機管理コンサルティング費用特約、危機管理実行費用特約、企業情報漏洩特約（1000万円）、企業情報漏洩特約（3000万円）および企業情報漏洩特約（個人情報漏洩同額）に適用します。

## 第2条（サブリミット）

(1) 「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、「支払限度額」または5,000万円のいずれか低い額を限度とし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

- ① 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、クレジットカード番号、口座番号等が漏洩し、それらの番号が不正に使用されたことによって生じた経済的損失に起因する「損害賠償請求」
- ② 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して「企業情報」が漏洩したことに起因する「損害賠償請求」

(2) この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第5条（保険金を支払わない場合）（2）⑥、危機管理コンサルティング費

用特約第4条(保険金を支払わない場合)④、危機管理実行費用特約第4条(保険金を支払わない場合)④、企業情報漏洩特約(1000万円)第5条(保険金を支払わない場合)(2)④、企業情報漏洩特約(3000万円)第5条(保険金を支払わない場合)(2)④および企業情報漏洩特約(個人情報漏洩同額)第5条(保険金を支払わない場合)(2)④の規定は適用しません。

### 第3条 (普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 海外担保特約

### 第1条 (特約の適用)

この特約は、個人情報漏洩特約、企業情報漏洩特約(1000万円)、企業情報漏洩特約(3000万円)、企業情報漏洩特約(個人情報漏洩同額)およびセキュリティ賠償責任特約ならびにこれらの特約に付帯される特約に適用します。

### 第2条 (用語の定義)

(1) この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第4条(用語の定義)(1)㉔、企業情報漏洩特約(1000万円)第4条(用語の定義)(1)㉔、企業情報漏洩特約(3000万円)第4条(用語の定義)(1)㉔、企業情報漏洩特約(個人情報漏洩同額)第4条(用語の定義)(1)㉔およびセキュリティ賠償責任特約第4条(用語の定義)(1)㉔の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

#### ㉔ 「対象業務」

「保険契約者」および「子会社」が行う業務(ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。)をいいます。

(2) この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第4条(用語の定義)(1)㉕、企業情報漏洩特約(1000万円)第4条(用語の定義)(1)㉕、企業情報漏洩特約(3000万円)第4条(用語の定義)(1)㉕、企業情報漏洩特約(個人情報漏洩同額)第4条(用語の定義)(1)㉕およびセキュリティ賠償責任特約第4条(用語の定義)(1)㉕の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

#### ㉕ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。ただし、日本国外で設立された法人を除きます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるまたはその「子会社」を通じて間接であると問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間に「発覚」した「個人情報漏洩」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

- ア. 取締役会の構成を支配していること。
- イ. 議決権の過半数を支配していること。
- ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

(3) この特約の適用にあたっては、危機管理コンサルティング費用特約第3条(用語の定義)㉖の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

#### ㉖ 「危機管理コンサルティング費用」

「危機管理コンサルティング機関」が、「危機」の悪影響を管理および最小化する目的で「被保険者」に提供する危機管理サービスに関して生じた費用(係る「危機管理コンサルティング機関」に対する報酬を含みます。)で、「当会社」が事前に妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、次に掲げる費用を除きます。

- ア. 「個人情報漏洩」の原因調査または事実確認に要した費用
- イ. 「見舞金・見舞品費用」
- ウ. お詫び広告掲載、郵券代等「危機」により臨時に発生した費用
- エ. 漏洩した「個人情報」の回収に要する費用
- オ. 法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用
- カ. 争訟に要する一切の費用(弁護士報酬を含みます。)
- キ. 記者会見の開催に要する費用

- ク. 第三者からの強要金
  - ケ. 「被保険者」の person 費その他一般管理費
- (4) この特約の適用にあたっては、危機管理実行費用特約第3条（用語の定義）②の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。
- ② 「危機管理実行費用」
- 「危機管理コンサルティング機関」が、「危機」の悪影響を管理および最小化する目的で「被保険者」に提供する危機管理サービスを直接の結果として、「被保険者」が当該「危機」の悪影響を管理および最小化する目的で負担した次に掲げる費用で、妥当かつ必要であると事前に「当会社」が認めたものをいいます。
- ア. 弁護士から法律上の助言を受けた場合に弁護士に対して支払う報酬（ただし、定期報酬および損害賠償請求を提起することまたは提起されることに起因する報酬を除きます。）
  - イ. 「個人情報漏洩」の原因調査に要する費用（ただし、「個人情報漏洩」が発生した場合に限ります。）
  - ウ. 「従業員」の法定外残業、休日出勤等により生じた超過 person 費（ただし、日当、みなし手当、海外出張手当、海外出張準備金等を除きます。）、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費（ただし、海外出張に伴うまたは海外で発生した交通費および宿泊費を除きます。）
  - エ. 電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用
  - オ. お詫び状の作成費用および送付費用
  - カ. 「見舞金・見舞品費用」（ただし、「個人情報漏洩」が発生した場合に限ります。）
  - キ. 見舞金・見舞品送付費用（ただし、「個人情報漏洩」が発生した場合に限ります。）
  - ク. 新聞に謝罪広告を掲載する費用
  - ケ. 記者会見の開催に要する費用
- (5) この特約の適用にあたっては、「個人情報」には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と同等の日本国外の法令により保護されている、個人に関する情報を含みます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第5条（保険金を支払わない場合）（1）⑭、企業情報漏洩特約（1000万円）第5条（保険金を支払わない場合）（1）⑭、企業情報漏洩特約（3000万円）第5条（保険金を支払わない場合）（1）⑭、企業情報漏洩特約（個人情報漏洩同額）第5条（保険金を支払わない場合）（1）⑭およびセキュリティ賠償責任特約第5条（保険金を支払わない場合）（1）⑭の全文を削除し、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑭の規定を適用します。

### 第4条（保険適用地域の制限）

- (1) この保険契約またはこの保険契約に添付される別紙もしくは付帯される特約の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、この保険契約において、いかなる補償も提供されないものとします。
- ① 「特定地域」の現地法に基づいて組織もしくは法人化された法人、または「特定地域」に本社を置く法人
  - ② 「特定地域」に所在中の自然人
  - ③ 「特定地域」においてなされた、提起されたまたは係属される請求、訴訟または手続
  - ④ 「特定地域」に所在する有形または無形の財産（「特定地域」に所在するコンピュータシステム、データ、デジタル資産、金銭または有価証券を含みますが、これらに限られません。）の滅失、紛失、盗難、破損、毀損、汚損、使用不能、暗号化、稼働もしくは可用性の中断または損壊
- (2) 本条において、「特定地域」とは、次の地域をいいます。
- ① ベラルーシ共和国
  - ② 国際連合が承認したロシア連邦、またはその領土（領海を含みます。）もしくは保護領のうち、ロシア連邦が法的に支配していると国際連合が承認した地域
- (3) 本条の規定とこの保険契約の他の規定との間に齟齬または矛盾がある場合、本条の規定が優先して適用されるものとし、また、別に定める制裁条項も常に適用されるものとします。
- (4) 本条のいずれかの規定が法令等の制定または法規範によって無効、違法または執行不能となる場合、その限度において、当該規定は本条の一部を構成しないとみなされますが、本条の他の規定の有効性、合法性および執行可能性には影響がないものとします。

## 第5条（換算レート）

- (1) 「当会社」が保険金を支払う場合において、「被保険者」が支払った「損害」の額が日本円以外の通貨建てのときは、「当会社」は、「被保険者」が「当会社」に最初に「保険金支払事由」を通知した日（日本時間による日とし、以下「通知日」といいます。）の直前の営業日（日本国の銀行の営業日とします。以下、本条において同じとします。）における日本国の主要行が提示する換算レート（仲値とします。以下、本条において同じとします。）により、日本円に換算して保険金を支払います。
- (2) 「被保険者」が前項に定める換算レートと異なる換算レートにより換算した通貨によって保険金支払の対象となる「損害」の支払を行っており、その換算レートによる保険金の支払を受けようとする場合には、その事実の証明となる書類の提出があった場合に限り、「当会社」は、その換算レートにより日本円に換算して保険金を支払います。
- (3) (1)の規定による換算レートが入手できない場合は、「当会社」は、「被保険者」との協議によって換算レートを決定し保険金を支払います。
- (4) 「当会社」が保険金を支払う場合において、「当会社」が「被保険者」に代わり支払った「損害」の額が日本円以外の通貨建てのときは、「当会社」は「通知日」の直前の営業日における日本国の主要行が提示する換算レートにより日本円に換算するものとします。

## 第6条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# 特許等知的財産権特約（1000万円）

## 第1条（特約の適用）

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に適用します。

## 第2条（当会社の支払責任）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第1条（当会社の支払責任）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。
  - ① 知的財産賠償責任  
「当会社」は、「知的財産権侵害」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。
  - ② 防御  
「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。  
「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。
- (2) 「当会社」は、「不当な行為」が「対象業務」に係わってなされた場合にのみ、「損害」に対して、保険金を支払います。
- (3) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、1,000万円を限度とし、「支払限度額」に計算して支払われないものとします。
- (4) 「知的財産権侵害」に起因する「損害」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

## 第3条（拡張担保—適用除外）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第4条（拡張担保—紛失書類）の規定は適用しません。

## 第4条（用語の定義）

- (1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）③、⑤、⑥、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯および⑳の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。
  - ③ 「損害賠償請求」  
「不当な行為」に起因する「損害賠償金」を求める、または「不当な行為」の差止めを求める、裁判所または裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づいて認証を受けている仲裁機関その他公的な裁定機

関（以下「認証 ADR 機関」といいます。）における民事上または行政上の手続をいいます（ただし、税関による輸入差止めを除きます）。

⑤ 「損害賠償金」

「被保険者」に対する判決、「認証 ADR 機関」における仲裁判断、「当会社」が承認した裁判上の和解もしくは調停、または「当会社」が承認した「認証 ADR 機関」における調停等に基づいて、「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金または返還すべき不当利得をいいます。なお、特許権、商標権、育成者権または回路配置利用権の成立前の行為に対する補償金は含まれません。

「被保険者」に対してなされ「当会社」に通知されたのであればこの保険契約で保険金が支払われる「損害賠償請求」が、「関連会社」に対してなされたことにより（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「被保険者」が当該「関連会社」に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、「損害賠償金」には、「被保険者」が当該「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金を含みます。ただし、当該「損害賠償請求」に関連して当該「関連会社」に生じた費用（当該「損害賠償請求」の防御に要する費用を含みますが、これに限りません。）に対する法律上の損害賠償金を除きます。

⑥ 「争訟費用」

「損害賠償請求」に関する調査、防御、査定、和解、および上訴において、「被保険者」によりまたは「被保険者」のために負担された合理的な報酬および費用（「損害賠償請求」に関する防御のために行う無効審判請求に要する費用を含みます。）をいいます。ただし、「被保険者」自身の内部諸経費および時間費用は除きます。

⑪ 「知的財産権侵害」

ア. からキ. に掲げる「第三者」の知的財産権（日本の法令に基づく知的財産権をいいます。）に対する侵害、ならびに、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）に規定する周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為および形態模倣商品頒布行為をいいます。

ア. 特許権

イ. 実用新案権

ウ. 商標権

エ. 著作権（著作者人格権および著作隣接権を含みます。）

オ. 意匠権

カ. 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく育成者権

キ. 回路配置利用権

⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限りです。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員

オ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「知的財産権侵害」を請求の理由として、イ. またはウ. に該当する「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑬ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 回収および廃棄に伴う費用（「知的財産権侵害」への対応として行われる製品、商品、サービス等の回収、改修、変更、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の必要な措置により生じた費用を含みます。）

キ. 「被保険者」による「対象業務」の実施に対する報酬

ク. 日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

⑭ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」および「子会社」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または

事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。)をいいます。

②⑨ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間の「不当な行為」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

- ア. 取締役会の構成を支配していること。
- イ. 議決権の過半数を支配していること。
- ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

③⑩ 「第三者」

「被保険者」および「関連会社」を除く法人および個人をいいます。

③⑪ 「不当な行為」

「知的財産権侵害」をいいます。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「関連会社」

直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、「保険契約者」が他の法人に対して、または他の法人が「保険契約者」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合の、当該他の法人をいいます。

- ア. 取締役会の構成を支配していること。
- イ. 議決権の過半数を支配していること。
- ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。
- エ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）およびその他の国、地域、法域、行政区域のいかんを問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社

② 「初年度特約開始日」

「保険契約者」が最初に付帯した特許等知的財産権特約（1000 万円）または特許等知的財産権特約（3000 万円）の開始日（ただし、当該特約が「保険期間」の開始日までの間、「当会社」との間で中断されることなく継続的に更新されていた場合に限り。）をいいます。「保険契約者」が過去に特許等知的財産権特約（1000 万円）または特許等知的財産権特約（3000 万円）の付帯を中断した後に、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯したこの特約を「保険契約者」が最初に付帯した特許等知的財産権特約（1000 万円）または特許等知的財産権特約（3000 万円）とみなします。ただし、「保険契約者」が、この特約を付帯する直前まで「当会社」と業務過誤賠償責任保険以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特約で補償対象とする「損害賠償請求」と同様の保険事故を補償対象としているときは、その保険契約の保険期間の開始日（ただし、その保険契約が継続契約である場合は、保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約の保険期間の開始日とします。）を「初年度特約開始日」とします。

③ 「コンピュータシステム」

「被保険者」が「対象業務」のために所有、使用または管理（「被保険者」にリースされている場合を含みます。）する、次に掲げるものをいいます。

- ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されている、コンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント
- イ. 産業制御システム（監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。）の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント
- ウ. 「保険契約者」もしくは「子会社」の代表者、パートナー、役員もしくは理事または「従業員」が「対象業務」のために使用する私物のデバイス（ただし、当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそれらのコンポーネントのいずれかまたはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限り。）
- エ. サービスプロバイダーと「保険契約者」または「子会社」との書面による契約に基づいて、当該「保険契約者」または「子会社」が使用し、当該サービスプロバイダーが運営しているクラウドサービスまたはその他のホスティングされたコンピュータリソース

④ 「セキュリティ侵害」

「コンピュータシステム」のセキュリティの障害または侵害をいい、不正アクセス、不正使用、「DoS 攻撃」もしくは悪性コードの送受信を生じさせるもの、これらを軽減することを妨げるもの、情報の開示、漏洩もしくは不正利用を生じさせるものまたは情報の保護を妨げるものを含みますが、これらに限られません。「セキュリティ侵害」は、電子的または非

電子的な手段によるパスワードまたはアクセスコードの窃取に起因して発生した、係る障害または侵害を含みます。

⑤ 「DoS 攻撃」

ネットワークを経由して「コンピュータシステム」に不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。

**第5条（保険金を支払わない場合）**

(1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）②、③、⑨、⑫および⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

② 身体の障害・財物の損壊

「身体の障害」または「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」

③ 契約上加重された責任・保証

ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」

イ. 保証に起因する「損害賠償請求」

ウ. 「対象業務」の履行遅滞または履行不能に起因する「損害賠償請求」

⑨ 犯罪行為・故意

犯罪行為または故意に起因する「損害賠償請求」（この場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。）

⑫ 既存の損害賠償請求

ア. 「保険期間」の開始日以前になされていた「損害賠償請求」

イ. 「初年度特約開始日」において、「被保険者」が「損害賠償請求」がなされることを合理的に予想できた事由に起因する「損害賠償請求」

⑭ 保険適用地域

ア. 日本国外の法令に基づく知的財産権の侵害を請求の理由とする「損害賠償請求」

イ. 日本国外においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」、または日本国外で取得した判決に基づく「損害賠償請求」

(2) 「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

① 株主代表訴訟

株主代表訴訟による「損害賠償請求」

② サービスの中断

「被保険者」が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと（これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。）に起因する「損害賠償請求」

③ 労働者派遣事業

「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」

④ 情報漏洩

情報の漏洩、紛失、消失または提供に起因する「損害賠償請求」

⑤ 使用許諾契約違反

「被保険者」による使用許諾契約違反に起因する「損害賠償請求」

⑥ 違法コピー

ソフトウェアの組織内違法コピー（複製）に起因する「損害賠償請求」

⑦ セキュリティ侵害

「セキュリティ侵害」に起因する「損害賠償請求」

(3) この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、「当会社」または「当会社」の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合（EU）、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、「当会社」は、当該補償を提供していないものとみなし、この保険契約において当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

(4) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑩の規定は適用しません。

## 第6条（損害賠償請求の通知）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第20条（損害賠償請求の通知）（4）の規定は適用しません。

## 第7条（損害の発生および拡大の防止）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

## 第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# 特許等知的財産権特約（3000万円）

## 第1条（特約の適用）

この特約は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）に適用します。

## 第2条（当会社の支払責任）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第1条（当会社の支払責任）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「当会社」は、「保険期間」中に「被保険者」に対して最初になされた「損害賠償請求」で、この保険契約の規定に従い「当会社」に対して通知されたものについてのみ、この保険契約の対象とします。

### ① 知的財産賠償責任

「当会社」は、「知的財産権侵害」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。

### ② 防御

「当会社」は、「被保険者」がこの保険契約の対象となる「損害賠償請求」の防御を行うのに要する「争訟費用」を支払います。

「当会社」は、その裁量で、当該「損害賠償請求」の解決に当たることができます。

- (2) 「当会社」は、「不当な行為」が「対象業務」に係わってなされた場合にのみ、「損害」に対して、保険金を支払います。  
(3) 「当会社」がこの特約において支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、3,000万円を限度とし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。  
(4) 「知的財産権侵害」に起因する「損害」については、「免責金額」および「自己負担割合」を適用しません。

## 第3条（拡張担保—適用除外）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第4条（拡張担保—紛失書類）の規定は適用しません。

## 第4条（用語の定義）

- (1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第5条（用語の定義）③、⑤、⑥、⑪、⑫、⑯、⑳、㉑および㉒の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ③ 「損害賠償請求」

「不当な行為」に起因する「損害賠償金」を求め、または「不当な行為」の差止めを求め、裁判所または裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づいて認証を受けている仲裁機関その他公的な裁定機関（以下「認証ADR機関」といいます。）における民事上または行政上の手続をいいます（ただし、税関による輸入差止めを除きます）。

### ⑤ 「損害賠償金」

「被保険者」に対する判決、「認証ADR機関」における仲裁判断、「当会社」が承認した裁判上の和解もしくは調停、または「当

会社」が承認した「認証 ADR 機関」における調停等に基づいて、「被保険者」が「第三者」に対して支払うべき法律上の損害賠償金または返還すべき不当利得をいいます。なお、特許権、商標権、育成者権または回路配置利用権の成立前の行為に対する補償金は含まれません。

「被保険者」に対してなされ「当会社」に通知されたのであればこの保険契約で保険金が支払われる「損害賠償請求」が、「関連会社」に対してなされたことにより（「保険期間」中になされたか否かを問いません。）、「被保険者」が当該「関連会社」に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、「損害賠償金」には、「被保険者」が当該「関連会社」に対して支払うべき法律上の損害賠償金を含みます。ただし、当該「損害賠償請求」に関連して当該「関連会社」に生じた費用（当該「損害賠償請求」の防御に要する費用を含みますが、これに限りません。）に対する法律上の損害賠償金を除きます。

⑥ 「争訟費用」

「損害賠償請求」に関する調査、防御、査定、和解、および上訴において、「被保険者」によりまたは「被保険者」のために負担された合理的な報酬および費用（「損害賠償請求」に関する防御のために行う無効審判請求に要する費用を含みます。）をいいます。ただし、「被保険者」自身の内部諸経費および時間費用は除きます。

⑪ 「知的財産権侵害」

ア. からキ. に掲げる「第三者」の知的財産権（日本の法令に基づく知的財産権をいいます。）に対する侵害、ならびに、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）に規定する周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為および形態模倣商品頒布行為をいいます。

ア. 特許権

イ. 実用新案権

ウ. 商標権

エ. 著作権（著作人格権および著作隣接権を含みます。）

オ. 意匠権

カ. 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく育成者権

キ. 回路配置利用権

⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限りです。

ア. 「保険契約者」および「子会社」

イ. 「保険契約者」および「子会社」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」または「子会社」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」または「子会社」に派遣された派遣社員

オ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「知的財産権侵害」を請求の理由として、イ. またはウ. に該当する「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」に起因する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑬ 「損害」

「損害賠償金」および「争訟費用」をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア. 税金

イ. 懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）および約定損害賠償金として加重された部分

ウ. 罰金、科料、過料および課徴金

エ. 差止その他の非金銭的救済の命令、許可および合意を実行するのに要する費用

オ. 「被保険者」の賃金、給付金および諸経費

カ. 回収および廃棄に伴う費用（「知的財産権侵害」への対応として行われる製品、商品、サービス等の回収、改修、変更、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の必要な措置により生じた費用を含みます。）

キ. 「被保険者」による「対象業務」の実施に対する報酬

ク. 日本国および「損害賠償請求」がなされた管轄地において法令上保険が適用できない事項

⑭ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」および「子会社」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限りです。）をいいます。

⑮ 「子会社」

保険証券の子会社欄に記載された法人をいいます。

「子会社」およびその法人に属する「被保険者」については、「保険契約者」が、直接であるとまたはその「子会社」を

通じて間接であるとを問わず、その「子会社」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす間の「不当な行為」のみが、この保険契約の対象になるものとします。

- ア. 取締役会の構成を支配していること。
- イ. 議決権の過半数を支配していること。
- ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。

⑩ 「第三者」

「被保険者」および「関連会社」を除く法人および個人をいいます。

⑪ 「不当な行為」

「知的財産権侵害」をいいます。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「関連会社」

直接であるとまたはその「子会社」を通じて間接であるとを問わず、「保険契約者」が他の法人に対して、または他の法人が「保険契約者」に対して、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合の、当該他の法人をいいます。

- ア. 取締役会の構成を支配していること。
- イ. 議決権の過半数を支配していること。
- ウ. 発行済株式総数の過半数を保有していること。
- エ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）およびその他の国、地域、法域、行政区域のいかんを問わず、類似の法令に規定される子会社または親会社

② 「初年度特約開始日」

「保険契約者」が最初に付帯した特許等知的財産権特約（1000 万円）または特許等知的財産権特約（3000 万円）の開始日（ただし、当該特約が「保険期間」の開始日までの間、「当会社」との間で中断されることなく継続的に更新されていた場合に限り）をいいます。「保険契約者」が過去に特許等知的財産権特約（1000 万円）または特許等知的財産権特約（3000 万円）の付帯を中断した後に、あらためてこの特約を再付帯した場合には、再付帯したこの特約を「保険契約者」が最初に付帯した特許等知的財産権特約（1000 万円）または特許等知的財産権特約（3000 万円）とみなします。ただし、「保険契約者」が、この特約を付帯する直前まで「当会社」と業務過誤賠償責任保険以外の保険契約を締結していた場合において、その保険契約がこの特約で補償対象とする「損害賠償請求」と同様の保険事故を補償対象としているときは、その保険契約の保険期間の開始日（ただし、その保険契約が継続契約である場合は、保険期間の連続する保険契約のうち、最初の保険契約の保険期間の開始日とします。）を「初年度特約開始日」とします。

③ 「コンピュータシステム」

「被保険者」が「対象業務」のために所有、使用または管理（「被保険者」にリースされている場合を含みます。）する、次に掲げるものをいいます。

- ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されている、コンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント
- イ. 産業制御システム（監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。）の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント
- ウ. 「保険契約者」もしくは「子会社」の代表者、パートナー、役員もしくは理事または「従業員」が「対象業務」のために使用する私物のデバイス（ただし、当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそれらのコンポーネントのいずれかまたはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限り）
- エ. サービスプロバイダーと「保険契約者」または「子会社」との書面による契約に基づいて、当該「保険契約者」または「子会社」が使用し、当該サービスプロバイダーが運営しているクラウドサービスまたはその他のホスティングされたコンピュータリソース

④ 「セキュリティ侵害」

「コンピュータシステム」のセキュリティの障害または侵害をいい、不正アクセス、不正使用、「DoS 攻撃」もしくは悪性コードの送受信を生じさせるもの、これらを軽減することを妨げるもの、情報の開示、漏洩もしくは不正利用を生じさせるものまたは情報の保護を妨げるものを含みますが、これらに限られません。「セキュリティ侵害」は、電子的または非電子的な手段によるパスワードまたはアクセスコードの窃取に起因して発生した、係る障害または侵害を含みます。

⑤ 「DoS 攻撃」

ネットワークを経由して「コンピュータシステム」に不正なデータを大量に送りつける等の手段によりなされる攻撃をいいます。

## 第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）②、③、⑨、⑫および⑭の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。
- ② 身体の障害・財物の損壊  
「身体の障害」または「財物の損壊」に起因する「損害賠償請求」
  - ③ 契約上加重された責任・保証
    - ア. 契約上加重された責任または義務に起因する「損害賠償請求」
    - イ. 保証に起因する「損害賠償請求」
    - ウ. 「対象業務」の履行遅滞または履行不能に起因する「損害賠償請求」
  - ⑨ 犯罪行為・故意  
犯罪行為または故意に起因する「損害賠償請求」（この場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。）
  - ⑫ 既存の損害賠償請求
    - ア. 「保険期間」の開始日以前になされていた「損害賠償請求」
    - イ. 「初年度特約開始日」において、「被保険者」が「損害賠償請求」がなされることを合理的に予想できた事由に起因する「損害賠償請求」
  - ⑭ 保険適用地域
    - ア. 日本国外の法令に基づく知的財産権の侵害を請求の理由とする「損害賠償請求」
    - イ. 日本国外においてなされたもしくは係属している「損害賠償請求」、または日本国外で取得した判決に基づく「損害賠償請求」
- (2) 「当会社」は、次の各号に掲げる「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。
- ① 株主代表訴訟  
株主代表訴訟による「損害賠償請求」
  - ② サービスの中断  
「被保険者」が商品またはサービスの販売または提供を中断、終了または内容変更したこと（これらに起因する売上げまたは利益の減少、およびこれらに起因する売上げまたは利益の減少を防止または軽減するために費用を支出したことを含みます。）に起因する「損害賠償請求」
  - ③ 労働者派遣事業  
「被保険者」が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）で規定される労働者派遣事業を行っている場合において、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因して、「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」
  - ④ 情報漏洩  
情報の漏洩、紛失、消失または提供に起因する「損害賠償請求」
  - ⑤ 使用許諾契約違反  
「被保険者」による使用許諾契約違反に起因する「損害賠償請求」
  - ⑥ 違法コピー  
ソフトウェアの組織内違法コピー（複製）に起因する「損害賠償請求」
  - ⑦ セキュリティ侵害  
「セキュリティ侵害」に起因する「損害賠償請求」
- (3) この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、「当会社」または「当会社」の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合（EU）、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、「当会社」は、当該補償を提供していないものとみなし、この保険契約において当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。
- (4) この特約の適用にあたっては、「普通約款」第6条（保険金を支払わない場合）⑩の規定は適用しません。

## 第6条（損害賠償請求の通知）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第20条（損害賠償請求の通知）（4）の規定は適用しません。

## 第7条（損害の発生および拡大の防止）

この特約の適用にあたっては、「普通約款」第24条（損害の発生および拡大の防止）（1）の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「保険契約者」または「被保険者」は、「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされた場合または「被保険者」に対して「損害賠償請求」がなされるおそれのある事由を知った場合は、これによる「損害」の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。

## 第8条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# サブリミット特約

## 第1条（特約の適用）

この特約は、企業情報漏洩特約（個人情報漏洩同額）、企業情報漏洩特約（3000万円）および企業情報漏洩特約（1000万円）（以下、総称して「企業情報漏洩特約」といいます。）ならびに個人情報漏洩特約に適用します。

## 第2条（当会社の支払責任）

- (1) この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第2条（当会社の支払責任）（1）①の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ① 個人情報漏洩

「当会社」は、「個人情報漏洩」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。ただし、「個人情報漏洩」に起因して「第三者」（ただし、「被害者」を除きます。）が支出した費用に対して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して「当会社」が支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、「支払限度額」の10分の1を限度とし、「支払限度額」に加算して支払われないものとします。

- (2) この特約の適用にあたっては、「企業情報漏洩特約」第2条（当会社の支払責任）（1）①の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

### ① 企業情報漏洩

「当会社」は、「企業情報漏洩」を請求の理由とする「損害賠償請求」に起因して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して、保険金を支払います。ただし、「企業情報漏洩」に起因して「第三者」（ただし、「企業情報」を漏洩された者を除きます。）が支出した費用に対して「被保険者」が負担する「損害賠償金」に対して「当会社」が支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、(3)に規定する保険金の支払限度の10分の1を限度とし、当該保険金の支払限度に加算して支払われないものとします。

## 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

# コンピュータアタック不担保特約

## 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約に適用します。

## 第2条（保険金を支払わない場合—コンピュータアタック）

「当会社」は、コンピュータウイルスもしくは不正コードに起因してなされた「損害賠償請求」、または、電子システムもしくは

はプログラムへの不正アクセスもしくはそれらの不正使用を防止できなかつたことに起因してなされた「損害賠償請求」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 危機管理費用支払額に関する特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、危機管理コンサルティング費用特約および危機管理実行費用特約に適用します。

### 第2条（拡張担保）

この特約の適用にあたっては、危機管理コンサルティング費用特約第2条（拡張担保－危機管理コンサルティング費用）（2）および危機管理実行費用特約第2条（拡張担保－危機管理実行費用特約）（2）の規定にかかわらず、「当会社」がこの保険契約において「危機管理コンサルティング費用」および「危機管理実行費用」に対して支払う保険金の合計額は、「保険期間」を通じて、次の各号に定める金額を限度とします。

- ① 「支払限度額」が3000万円の場合  
「危機管理コンサルティング費用」 50万円  
「危機管理実行費用」 100万円
- ② 「支払限度額」が5000万円の場合  
「危機管理コンサルティング費用」 100万円  
「危機管理実行費用」 200万円
- ③ 「支払限度額」が1億円の場合  
「危機管理コンサルティング費用」 200万円  
「危機管理実行費用」 300万円

### 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## フランチャイズ特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約に適用します。

### 第2条（用語の定義）

（1）この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第4条（用語の定義）（1）⑫および⑭ならびに同条（2）⑥の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

#### ⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行する場合に限りです。

ア. 「保険契約者」、「子会社」および「フランチャイジー」

イ. 「保険契約者」、「子会社」および「フランチャイジー」の現在および過去の代表者、パートナー、役員および理事

ウ. 「従業員」

エ. 「保険契約者」、「子会社」または「フランチャイジー」が締結した労働者派遣契約に基づき、「保険契約者」、「子会社」

または「フランチャイジー」に派遣された派遣社員  
オ. 「フランチャイジー」との雇用契約に基づいて明示的に現に雇用されている者および過去に雇用されていた者  
カ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「個人情報漏洩」に起因して、イ. またはウ. に該当する「被保険者」が負担する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑫ 「対象業務」

日本国内において「保険契約者」、「子会社」および「フランチャイジー」が行う業務（ただし、「保険契約者」、「子会社」およびこれらの組織に属する「被保険者」については、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。また、「フランチャイジー」およびその組織に属する「被保険者」については、「フランチャイズ契約」に基づいて行う業務に限ります。）をいいます。

⑬ 「個人情報漏洩」

「被保険者」が「対象業務」に係わり所有、使用または管理する「個人情報」の漏洩をいいます。ただし、「フランチャイジー」およびその組織に属する「被保険者」については、「保険契約者」または「子会社」と有効な「フランチャイズ契約」を締結している期間中に「発覚」した「個人情報」の漏洩に限ります。

(2) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

① 「フランチャイジー」

「保険契約者」または「子会社」と「フランチャイズ契約」を締結し、「保険契約者」の商標、サービスマーク、商品、サービス、経営手法等を利用して、「フランチャイズ契約」に基づく業務を行う者をいいます。

② 「フランチャイズ契約」

保険証券記載のフランチャイズ契約をいいます。

### 第3条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## PTA 特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約、危機管理コンサルティング費用特約および危機管理実行費用特約に適用します。

### 第2条（用語の定義）

(1) この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第4条（用語の定義）(1) ⑫および⑬の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

⑫ 「被保険者」

次に掲げる者をいいます。ただし、次に掲げる資格において「対象業務」を遂行するの場合に限ります。

ア. 「記名被保険者」

イ. 「記名被保険者」の現在および過去の会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずる地位にある者

ウ. 保険証券の被保険者欄に記載された者

「個人情報漏洩」に起因して、イに該当する「被保険者」が負担する「損害」については、係る「被保険者」の相続人および遺産に関する代理人を「被保険者」に含みます。

⑬ 「対象業務」

日本国内において「記名被保険者」が行う業務（ただし、保険証券の施設・事業所明細書に施設または事業所が記載されている場合は、その施設または事業所において行う業務に限ります。）をいいます。

(2) この特約の適用にあたっては、危機管理実行費用特約第3条（用語の定義）②ウの全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

ウ. 「記名被保険者」の現在および過去の会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他こ

れらに準ずる地位にある者の法定外残業、休日出勤等により生じた超過人件費（ただし、日当、みなし手当等を除きます。）、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費

(3) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 「記名被保険者」  
「保険契約者」および「追加被保険者」をいいます。
- ② 「追加被保険者」  
保険証券の明細書に記載された者をいいます。

### 第3条（保険金を支払わない場合）

(1) この特約の適用にあたっては、個人情報漏洩特約第5条（保険金を支払わない場合）(1)⑨および(2)⑦の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

#### ⑨ 犯罪行為・故意

ア。「被保険者」（「記名被保険者」の現在または過去の書記、会計、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずる地位にある者を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「損害賠償請求」

イ。「記名被保険者」の現在または過去の書記、会計、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずる地位にある者の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因して当該「被保険者」に対してなされた「損害賠償請求」

これらの場合、「被保険者」は、当該「損害賠償請求」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

#### ⑦ 第三者提供

「被保険者」（「記名被保険者」の現在または過去の書記、会計、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずる地位にある者を除きます。）が第三者（「関連会社」を含みます。以下、本号において同じとします。）に「個人情報」を提供し、または第三者に「個人情報」の取扱いを委託したことが「個人情報漏洩」に該当するとしてなされた「損害賠償請求」

(2) この特約の適用にあたっては、危機管理コンサルティング費用特約第4条（保険金を支払わない場合）①および危機管理実行費用特約第4条（保険金を支払わない場合）①の全文を削除し、次のとおり読み替えて適用します。

#### ① 犯罪行為・故意

「被保険者」（「記名被保険者」の現在または過去の書記、会計、理事、監事、委員長、副委員長、委員その他これらに準ずる地位にある者を除きます。）の犯罪行為または故意（裁判所その他の公的な裁定機関が認定し、または「被保険者」が認めた場合に限り）に起因する「危機」

この場合、「被保険者」は、当該「危機」に起因する「損害」に対して「当会社」が支払った保険金を「当会社」に対して返還しなければなりません。

### 第4条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## ランサムウェア損害不担保特約

### 第1条（特約の適用）

この特約は、個人情報漏洩特約、企業情報漏洩特約（1000万円）、企業情報漏洩特約（3000万円）、企業情報漏洩特約（個人情報漏洩同額）およびセキュリティ賠償責任特約ならびにこれらの特約に付帯される特約に適用します。

### 第2条（用語の定義）

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 「コンピュータシステム」

「被保険者」が「対象業務」のために所有、使用または管理（「被保険者」にリースされている場合を含みます。）する、次に掲げるものをいいます。

- ア. インターネットもしくは内部ネットワークを通じてアクセスすることができる複数のデバイスのネットワークを通じて結合されている、またはデータストレージその他の周辺デバイスを通じて接続されている、コンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント
  - イ. 産業制御システム（監視制御およびデータ取得のシステムを含みます。）の一部であるア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアまたはそれらのコンポーネント
  - ウ. 「保険契約者」もしくは「子会社」の代表者、パートナー、役員もしくは理事または「従業員」が「対象業務」のために使用する私物のデバイス（ただし、当該デバイスがア. のコンピュータハードウェア、ソフトウェアもしくはそれらのコンポーネントのいずれかまたはそれらの中に保存されているデータへのアクセスに使用される場合に限り。）
  - エ. サービスプロバイダーと「保険契約者」または「子会社」との書面による契約に基づいて、当該「保険契約者」または「子会社」が使用し、当該サービスプロバイダーが運営しているクラウドサービスまたはその他のホスティングされたコンピュータリソース
- ② 「ランサムウェア事故」

金銭（暗号資産を含みますが、これに限りません。）の要求（実際に要求されたか、または要求されることが想定される状況を含みます。）に関連して、次のいずれかがなされることをいいます（脅迫金が実際に支払われたか、特定の金額が要求されたか、または不正に取得されたデータの全部もしくは一部が開示されたか否かを問いません。）をいいます。

- ア. 不正または有害なコードを用いた、「コンピュータシステム」上の電子データの暗号化または「コンピュータシステム」の中断
- イ. ア. の事象が発生する前にまたはその事象の一部として、「コンピュータシステム」から不正に取得されたデータを販売または開示する旨の脅迫

### 第3条（保険金を支払わない場合ーランサムウェア事故）

「当会社」は、「ランサムウェア事故」に起因する「損害」に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しない限り、「普通約款」およびこれに付帯される他の特約の規定を適用します。

## 保険料分割払特約

### <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	口座振替	指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
し	次回払込期日	払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	初回追加保険料	追加保険料を一括して払い込む場合は、その追加保険料をいい、分割して払い込む場合は、初回分割追加保険料をいいます。
た	団体	当社が特に承認した団体をいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款等の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ね	年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
	分割追加保険料	追加保険料を残余の回数および金額に分割して払い込む場合におけるその分割した追加保険料をいいます。
	分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当社が承認した場合に適用されます。

### 第2条（分割保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、分割保険料を次の①および②の規定に従い、当社に払い込まなければなりません。
  - ① 初回分割保険料については、この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。ただし、団体を保険契約者とする場合には、保険契約の締結の後、初回保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日後10日以内に払い込むことができます。
  - ② 第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込むものとします。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

### 第3条（分割保険料領収前の事故）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、初回分割保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以後に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- (3) (2)の規定にかかわらず、保険契約者が、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、保険事故の発生の日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。

- (4) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、(2)、(3)および第6条(保険契約の解除－分割保険料不払の場合)(1)①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

#### 第4条(追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款等の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかの方法に従い、追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- ① 追加保険料の全額を、一時に払い込む
  - ② 残余の分割回数がある場合は、追加保険料をその回数および金額に分割して払い込む
- (2) (1)の場合において、追加保険料を分割して払い込むときは、分割追加保険料を残余の払込期日までに払い込まなければなりません。
- (3) (1)の場合において、追加保険料を口座振替により払い込むときは、当社は、追加保険料(注)を払い込むべき払込期日を、提携金融機関において口座振替が可能となる最初の口座振替日とすることができます。
- (注) 分割追加保険料については、初回分割追加保険料をいいます。

#### 第5条(追加保険料不払の場合の取扱い)

- (1) 当社は、次のいずれかの規定により、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 普通保険約款第17条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(1)
  - ② 普通保険約款第17条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(2)
- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みがなかった場合に限り、適用します。
- (2) (1)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (4) (1)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、(1)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません(注1)。ただし、普通保険約款第9条(通知義務)(1)に規定する変更の事実の発生によって危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前の期間(注2)に発生した保険事故については適用しません。
- (注1) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加が生じた時より前の期間をいいます。
- (5) 保険契約者が、普通保険約款第17条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)(6)の規定により当社が請求した初回追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、初回追加保険料領収前に発生した保険事故については、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。
- (6) 初回追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みがなかった場合で、その払込期日の属する月の翌月末日までに発生した保険事故について、初回追加保険料を請求すべき事由に対する保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者はその払込期日に払い込むべき保険料(注)を当社に払い込まなければなりません。
- (注) 初回追加保険料とその払込期日までに払い込むべき分割保険料とを合計した保険料をいいます。
- (7) (1)および(6)の規定にかかわらず、初回追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるときは、当社は、(1)および(6)の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当社は、保険契約者に対してその初回追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料を併せて請求できるものとします。

#### 第6条(保険契約の解除－分割保険料不払の場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
- ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
  - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期

日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行います。この場合の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
  - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1) の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に領収した保険料と既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

## 第7条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

## 初回保険料の口座振替に関する特約

### <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
こ	口座振替	指定口座から当社の口座に振り替えることをいいます。
し	指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
	初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
て	提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当社が承認したときに適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 保険契約締結の際に、保険契約者から当社への損害保険料口座振替依頼書等の提出がなされていること。

### 第2条（初回保険料の払込み）

- (1) 初回保険料の払込みは、(4) に規定する初回保険料払込期日に口座振替によって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日（注）とします。
- （注）振替日は損害保険料口座振替依頼書等に記載された期日とします。
- (5) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当社が口座振替請求を行った最も早い振替日（注）を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- （注）その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となる場合には、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当社は、保険料分割払特約の第2回以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

### 第3条（初回保険料領収前の事故）

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前に発生した保険事故に対しては、普通保険約款等に定める保険料領収前の保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認める場合は、当社は、(1)、(2)、(6) および第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）(1)の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、この保険契約に、分割払特約が付帯されているときは、当社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料を併せて請求できるものとします。
- (4) (2)の規定により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料領収前に発生した保険事故に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (5) (4)の規定にかかわらず、保険事故の発生の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険事故に対して保険金を支払います。
- (6) (5)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

### 第4条（保険契約の解除－初回保険料不払の場合）

- (1) 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第5条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合は除きます。

## 保険料クレジットカード払特約

#### <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
い	一時払保険料	保険料を一括して払い込む場合の一時払保険料をいいます。
か	会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
	カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
く	クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
つ	追加保険料	普通保険約款等の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
ほ	保険料	保険料を一括して払い込む場合は一時払保険料、保険料を分割して支払う場合は初回分割保険料、当社が請求する追加保険料を払い込む場合は追加保険料をいいます。

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が保険料をクレジットカードによって払い込むことを当社が承認したときに適用されます。

## 第2条（保険料の支払）

- (1) 保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を支払うものとします。
- (2) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当会社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。
- (3) 当会社は、(2) の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

## 第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 第2条（保険料の支払）の規定により、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。

- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
  - ① 当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして(1) の規定を適用します。
  - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

## 第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の事故）(2) ①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第3条（保険料領収前の事故）(1) の規定を適用します。

## 第5条（直接請求保険料不払の場合の取扱い）

- (1) 当会社は、第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(2) の保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。
- (2) (1) の解除は、保険契約者に対する書面等による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1) の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

## 第6条（保険料の返還の特則）

普通保険約款等の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(2) の規定により保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。

## 第7条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合は除きます。

## 共同保険に関する特約

### <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

	用語	定義
ひ	引受保険会社	保険証券記載の保険会社

## 第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

## 第2条（幹事保険会社が行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の①から⑪までに掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る変更承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 保険事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑪ その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

## 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社が行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

## 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

# 集団扱特約

## <用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
し	集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱契約用）」による保険料集金契約をいいます。
	集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
	集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
	集団	当会社の承認する集団をいいます。
ふ	普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
	分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

## 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。

- ア. 集団
  - イ. 集団の役職員
  - ウ. 集団の構成員
  - エ. 集団の構成員の役職員
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
  - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

## 第2条（保険料の払込み）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一時にまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一時に払い込む場合は、一時払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次の①および②に定めるところによります。
- ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
  - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

## 第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が第2条（保険料の払込み）(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一時払保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一時払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が第2条（保険料の払込み）(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

## 第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款等の告知義務または通知義務に係る承認の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りま  
す。
- (3) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険事故による損害については除きます。
- （注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 普通保険約款等の契約条件の変更に係る承認の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が(6)の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の保険事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更に承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

## 第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第6条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日（注）から将来に向かってのみその効力を失います。

（注）以下「集金不能日」といいます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

③ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 当社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(3) (1) ①もしくは(1) ③の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、保険契約者に対する書面等によりその旨を通知します。

（注1）当社との間の集団扱特約に係る他の集金契約を含みます。

（注2）同一の保険契約者が複数の集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

## 第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、この特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

## 第8条（普通保険約款等との関係）

普通保険約款等の規定は、この特約においても適用されるものとします。ただし、この特約で適用しないことを特に定めている場合またはこの特約の趣旨に反する場合を除きます。

## 共同保険に関するご注意

- 保険証券表面の適用特約欄に「共同保険に関する特約」の表示がある場合、保険証券裏面に引受保険会社をコードにより表示（「共同保険分担割合表」が添付されている場合もあります。）していますので、下記「共同保険引受保険会社 一覧表」により引受保険会社をご確認ください。

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社は保険証券（または「共同保険分担割合表」）に表示されている割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、「共同保険に関する特約」に基づき、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

会 社 コード	会 社 名	会 社 コード	会 社 名
02	共栄火災海上	14	日新火災海上
04	三井住友海上火災	16	A I G 損保
52	スミセイ損保 (2010年 12月以前)	16	富士火災 (2017年 12月以前)
01	住友海上火災 (2001年 9月以前)	45	A I U (2017年 12月以前)
04	三井海上火災 (2001年 9月以前)	40	ロンドン (2005年 2月以前の 火災保険契約)
08	あいおいニッセイ同和	93	ロイヤル (2005年 2月以前)
08	あいおい損保 (2010年 9月以前)	17	損保ジャパン
65	ウインタートウルスイス (2003年 6月以前)	17	損保ジャパン日本興亜 (2020年 4月以前)
06	大東京火災海上 (2001年 3月以前)	17	損保ジャパン (2014年 8月以前)
08	千代田火災海上 (2001年 3月以前)	05	大成火災海上 (2002年 11月以前)
10	ニッセイ同和損保 (2010年 9月以前)	13	日産火災海上 (2002年 6月以前)
10	同和火災海上 (2001年 3月以前)	17	安田火災海上 (2002年 6月以前)
54	ニッセイ損保 (2001年 3月以前)	53	第一ライフ損保 (2002年 3月以前)
09	東京海上日動火災	15	日本興亜損保 (2014年 8月以前)
09	東京海上火災 (2004年 9月以前)	19	太陽火災海上 (2002年 3月以前)
12	日動火災海上 (2004年 9月以前)	03	興亜火災海上 (2001年 3月以前)
11	セコム損保	15	日本火災海上 (2001年 3月以前)

会社 コード	会社名	会社 コード	会社名
18	楽天損保	67	チューリッヒ
22	大同火災海上	74	リバティ (2002年 9月以前)
23	セゾン自動車火災	68	ゼネラリ
58	そんぽ24 (2019年 6月以前)	77	ニューインディア
24	ジェイアイ傷害火災	80	現代海上火災
25	アリアンツ火災海上	82	アクサ損保
26	日立キャピタル損保	83	Q B E
27	ソニー損保	91	トラベラーズ
28	三井ダイレクト損保	3G	S B I 損保
44	ロイズ	3H	エイチ・エス損保
47	アメリカンホーム	3L	ペット&ファミリー損保
40	ロンドン (2005年 2月以前の 火災以外の保険契約)	3M	さくら損保
57	明治安田損保	3N	レスキュー損保
56	明治損保 (2005年 3月以前)	3P	全管協れいわ損保
57	安田ライフ損保 (2005年 3月以前)	4G	H D I ・ゲーリング
60	ロイヤルエクスチェンジ	4J	スター保険
66	チャブ保険		
66	エース損保 (2016年 9月以前)		
92	フェデラル (2016年 9月以前)		
99	ランバーメンズ (2003年 3月以前)		

[注] 本帳票作成時期の関係で、会社名が統合・合併等により変更しているにもかかわらず、旧会社名のまま表示されている場合があります。予めご了承ください。